

官報

號外

明治三十五年二月二日

日曜日

印刷局

第十六回 帝國議會 衆議院議事速記録第十一號

明治三十五年二月一日(土曜日)午後一時十三分開議

議事日程 第十號 明治三十五年二月一日

午後一時開議

- 第一 明治三十九年法律第六十三號中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 地方學事通則中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラレ、者ノ費用ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 大藏省證券條例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
- 第七 決議案(菅野善右衛門提出) 第一讀會
- 第八 明治三十二年法律第七十三號衆議院議員選舉法別表改正法律案(西原清東外) 第一讀會
- 第九 明治三十二年法律第七十三號衆議院議員選舉法別表改正法律案(武市康太外) 第一讀會
- 第十 存置ヲ要セサル國有林野ノ特賣ニ關スル法律案(西原清東外) 第一讀會
- 第十一 議院法中改正法律案(菅野善右衛門提出) 第一讀會
- 第十二 斗南藩士族家祿處分法案(關信之介外) 第一讀會
- 第十三 町村制中改正法律案(丸山嶺峨一郎) 第一讀會
- 第十四 電害地租特別處分法案(新井章吾外) 第一讀會
- 第十五 京都府下國界竝郡界變更法律案(野尻太郎) 第一讀會
- 第十六 市町村會議員及市參事會員ニ關スル法律案(田口卯吉) 第二讀會
- 第十七 登錄稅法中改正法律案(鹽田忠左衛門提出) 第二讀會

- 第十八 利根川修築ニ關スル建議案(鈴木儀左衛門提出) (委員長報告)
- 第十九 請願法制定ノ建議案(平岡萬次郎) (委員長報告)
- 第二十 未測ノ海岸及水路ノ測量完成ニ關スル建議案(根本正外) (委員長報告)
- 第二十一 家祿處分ニ關スル建議案(佐藤清外) (委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

(第二號)明治三十四年歲入歳出總豫算追加案

(追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

地方學事通則中改正法律案

貴族院ハ畜牛結核病豫防法中改正法律案ヲ可決セル旨同院ヨリ通牒アリ

大審院ヨリ篠民三君ノ當選ヲ無効トスト言渡シタル判決ニ對スル上告ヲ棄却シタル旨ノ判決謄本ヲ送付セラレタリ

竹内正志君初見八郎君加藤六藏君ヨリ軍人分捕ニ關スル質問主意書追加書ヲ提出セラレタリ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

酒造稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

酒及酒精含有飲料稅法中改正法律案

提出者 西村 淳 藏君 高木 正年君 大津 淳一郎君

官報號外

明治三十五年二月二日(三月三十一日第三種郵便物認可)

衆議院議事速記録第十一號 議長ノ報告

一七一

府縣鄉村社費ニ關スル法律案

提出者 小田 貫一君 早川 龍介君 恆松 隆慶君

市制町村制中改正法律案

提出者 小田 貫一君 早川 龍介君 恆松 隆慶君

委員ヲ指定スルコト左ノ如シ

刑法中改正法律案外一件

重岡 薫五郎君 齋藤 壽雄君 齋藤 和平方君

大瀧 傳十郎君 安藤 龜太郎君 寺田 彦太郎君

廣住 久道君 內藤 正義君 花井 卓藏君

鐵道列車災害豫防法案

內藤 守三君 大久保 鐵作君 戸狩 權之助君

河川 善之助君 菅野 善右衛門君 井上 彦左衛門君

中津 誠一郎君 奈須 川光實君 佐久間 國三郎君

家祿處分ニ關スル建議案

佐藤 清君 有馬 要介君 鹽谷 五十足君

古谷 新作君 松岡 善一郎君 山内 吉郎兵衛君

秋山 元藏君 須藤 善一郎君 大須賀 要之助君

未測ノ海岸及水路ノ測量完成ニ關スル建議案

根本 正君 堀家 虎造君 田邊 爲三郎君

協坂 行三君 小松 喜平治君 廣瀨 貞文君

三橋 四郎次君 長松 重孝君 廣瀨 貞文君

委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル、者ノ費用ニ關スル法律案

委員長 天野 若圓君 中埜 廣太郎君 花井 卓藏君

刑法中改正法律案外一件

委員長 齋藤 壽雄君 須藤 善一郎君 田邊 爲三郎君

家祿處分ニ關スル建議案

委員長 佐藤 清君 菅野 善右衛門君 恆松 隆慶君

未測ノ海岸及水路ノ測量完成ニ關スル建議案

委員長 根本 正君 菅野 善右衛門君 恆松 隆慶君

鐵道列車災害豫防法案

委員長 內藤 守三君 菅野 善右衛門君 恆松 隆慶君

治水制度調査會設置ニ關スル建議案

委員長 堀越 寛介君 菅野 善右衛門君 恆松 隆慶君

委員長 (左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

本月二十五日提出ニ係ル軍人分捕ニ關スル質問主意中左ノ一項ヲ加フ

四政府ハ前項ノ密告者ヲ誣告罪トシテ拘留セリト聞ク何故ニ密告者ヲ誣

告罪トシテ拘留シタルヤ

明治三十五年一月二十八日

提出者 竹内 正志 初見 八郎 加藤 六藏

贊成者 前提出書署名通

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君ニ御諮リスルコトガアリ

マ、豫算委員長ノ石田貫之助君カラ、唯今豫算委員會ヲ開キタイト云フコ

トデアリマスガ、許可シテ御異議ハアリマセメカ

(「異議ナシ」異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス、唯今報告

致シマス、篠民三君ハ當選無効ト云フ判決ヲ受ケタノデアリアス、同

君ハ決算委員デアリマスカラ、其後任ヲ第二部ニ於テ選舉セラレンコトヲ希

望致シマス、本日日本會ノ散シタ後トデ、議員諸君ハ決算委員ノ後任ヲ選舉セ

ラレンコトヲ望ンデ置キマス、議事日程ノ第一明治三十九年法律第六十三號

中改正法律案、政府提出、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス——大森政

府委員

第一 (明治三十九年法律第六十三號中改正法律案 第一讀會)

明治三十九年法律第六十三號中左ノ通改正ス

第六條 本法ハ明治三十八年三月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

(政府委員內務總務長官大森鍾一君演壇ニ登ル)

○政府委員大森鍾一君 本案ノ提出ノ理由ヲ簡短ニ陳述致シマス、此明治二

十九年法律第六十三號ノ趣旨ハ、改テ申上ゲマセメデモ、諸君ノ御承知ノ通

ノ事柄デアリマス(「モット大キイ聲デ願ヒマス」ト呼フ者アリ)而シテ其臺灣

ノ島地ハ、年ヲ逐ウテ發達シテ參リマスルコトハ、今更申スマデモナイ次第デ

アリマス、併ナガラ同地ノ土地人情ノ内地ト異ナリマスルコトカラ、行

政上萬般ノコトガ大ニ其趣ヲ異ニシテ居リマスルノデ、何分ノ内地ト同一

ノ法律ヲ以テ實施スルコト云フコトハ、多々困難ヲ感シマスル次第デアリマス

議長

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君、質問デアリマスカ

○工藤行幹君(百三十八番) 質問——唯今政府委員ノ御説明ハ略々分リマシ

タガ、臺灣ニ内地ノ通ノ法律ヲ實施スルコトノ出來ナイト云フコトハ、御尤

ノヤウニ思ヒマス、併ナガラ段々臺灣モ經營後、日ガ多ク重ナタコト

デゴザイマスカラ、今ニナツテハ、サウ其議會ノ協賛ヲ經テ、法律ヲ立テ

ナラバ、差支ハアルマイカト思ヒマスガ、果シテ議會ノ協賛ヲ經ルダケノ時

日ヲ、待タレナイト云フヤウナ必要ガアリマスカ否ヤト云フコトハ、現況ヲ

承リタイト云フコトデゴザイマス、モウ一ツハ、是マデノ律令ニ依ッテ發シ

タ所ノ律令ハ、或ハ失當ナルコトガアリハセメカト云フ疑モアリマス、之ヲ

管轄シテ居ル所ノ大臣若クハ政府ニ於テハ、是マデ發シタ所ノ律令ニ於テ、

一ツモ不適當ナモノハナイ、皆至當ナモノデアルト云フコトハ、御認ニナツ

テ

議長

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君、質問デアリマスカ

○工藤行幹君(百三十八番) 質問——唯今政府委員ノ御説明ハ略々分リマシ

タガ、臺灣ニ内地ノ通ノ法律ヲ實施スルコトノ出來ナイト云フコトハ、御尤

ノヤウニ思ヒマス、併ナガラ段々臺灣モ經營後、日ガ多ク重ナタコト

デゴザイマスカラ、今ニナツテハ、サウ其議會ノ協賛ヲ經テ、法律ヲ立テ

ナラバ、差支ハアルマイカト思ヒマスガ、果シテ議會ノ協賛ヲ經ルダケノ時

日ヲ、待タレナイト云フヤウナ必要ガアリマスカ否ヤト云フコトハ、現況ヲ

承リタイト云フコトデゴザイマス、モウ一ツハ、是マデノ律令ニ依ッテ發シ

タ所ノ律令ハ、或ハ失當ナルコトガアリハセメカト云フ疑モアリマス、之ヲ

管轄シテ居ル所ノ大臣若クハ政府ニ於テハ、是マデ發シタ所ノ律令ニ於テ、

テ居ルカ、或ハ又何カ律令中不都合ナコトデモアツテ、政府若クハ主務大臣カラ之ヲ訂正セシメタヤウナコトデモ、アルカ否ヤト云フコトヲ承リタイ

(政府委員臺灣總督府民政長官後藤新平君演壇ニ登ル)

○政府委員(後藤新平君) 臺灣ノ統治ニ附イテモ、既ニ七箇年ヲ經過シテ居ル今日ニ於テハ、内地ト同様ノ立法機關ノ制ニ依ルモ、苦カラヌコトデハナイカト云フ、御尋デアアルヤウデス、第一ハ左様心得テ御答ヲ致シマスカ
○工藤行幹君(百二十六番) イヤ斯ウ云フノデス、内地同様ノ法律ヲ施クコトガ出來ルト云フコトハ、本員ハ承知シテアルノデゴザイマスガ、併シ此後ハ大分日モ重ナツタコトデモ、ゴザイマスカラ、サウ俄ニ律令ヲスル必要ハアルマイ、故ニ議會ノ協賛ヲ經テ、今後ハ臺灣ニ關スル法律ヲ別ニ立テヤウト云フトキニハ、議會ノ協賛ヲ經テヤレバ宜カリサウニ思フガ、併シ時日ハソレヲ許サヌ、隨テ議會ノ協賛ヲ經ル能ハザルト云フ理由ガアツタナラバ、ソレヲ承リタイト云フノデス

○政府委員(後藤新平君) 臺灣ニ於テ是マデ發布シマシタ律令ガ百有餘アリマスル、併ナガラ臺灣ノ二百五十万人間ニ對シテハ、人民ニ對シテ必要ナタメニ施キマス所ノ法律ハ、其中ノ小部分ニ過ギヌノデ、多クハ此臺灣ノ二百五十万人ノ人民ト、此内地人若ハ外國人トノ關係ノタメニ施イタモノガ、多キニ居ルノデアリマスル、ソレカラシテ、此後發布スベキ律令モ多クアリマスル、今日ニナツテ漸ク舊慣制度ノ系統ヲ明ニシテ來ルコトガ出來ルト云フ運ビニナツタノデ、今日マデ七箇年經テ居リマスケレドモ、他ノ占領地杯トハ違ヒマシテ、豫算ノ手段ヲ十分ニ施シテアツタモノデアリマセヌ、故ニ臺灣ノ事情ハ占領ノ當時ニ於テ明瞭ナラザリシモノデアリマス、其後段々星霜ヲ經ルニ從テ、舊慣制度ノコトモ分ツテ來マシタガ、皆系統ヲ立テ、明カニスルコトガ、出來ナカツタカラシテ、舊慣制度調査會ヲ起シマシテ、昨年議會ノ協賛ヲ經テ、今日著々進歩シテ往クノデアリマス、而シテ此舊慣制度調査會ノ調査ニ從テ明ニナレバ、隨テ又此是マデノ律令ヲ改正スベキモノモアリ、新ニ發スベキモノモアルノデアリマス、此間ニ於テ臺灣ト云フ所ハ如何ナル所デアアルカト云ヒマス、御承知ノ如ク日々ニ變遷シテ往ク所デアリマスガ故ニ、其變遷ニ伴フテ改廢ヲ要スベキモノモ多クアルノデアリマスカラ、之ヲ一々此帝國議會ニ提出スルニ至リマシテハ、却テ煩雜ニ涉ルノ嫌モアリマスルシ、又事情ノ其間ニ通ゼザルモノガアツテ、修正ニ修正ヲ重ネテ、遂ニ其本旨ヲ失フニ至ルノ憂モゴザイマス、ソレ故ニ此制度ハ今日以後ニ於テ、此制度ノ即チ六十三號ノ制度ハ、今日以後ニ於テ益々其效果ヲ收ムベキノ時期ニ達シテ居ルノデアルト、當局者ハ信ジテ居リマスノデ、又此臺灣ニ於テキマシテ、是マデノ律令ニ於テ不都合ナモノハナイ、悉ク皆適當ナモノデアアルカ、如何ヤウニ信ジテ居ルカト云フコトハ、政府ノ意見ヲ聽キタイト云フ御問ガ、第二ノ御問ダト考ヘテ居リマス、其事柄ニ附キマシテハ、敢テ不都合ナルモノト認メタモノハアリマセヌ、併ナガラ實際ニ適當セザルモノガアレバ、今日マデモ改廢ヲ致シテ居リマスルガ、尙ホ此度改廢ヲ要スベキモノアレバ、改廢ヲ致スノデアリマスル、是ニテ大體ノ御答ハ濟ンダト思ヒマス、尙ホ御問ガアリマシタラバ申述ベマス

○工藤行幹君(百二十六番) 尙ホ不明瞭ガゴザイマスカラ一應承リタイ、唯今ノ御答ノ趣意ハ、舊慣ヲ調査シテ是カラ新ニ施クベキ律令ガ澤山アル、其事ハ能ク分リマシタ、其施クベキ律令ヲ取調ベノ結果、帝國議會ノ協賛ヲ經テ、今後施イタラ宜カラウト本員ハ思フノデアル、是マデナラバ占領シテマダ日ガナイデゴザイマスカラ、至急ニ施行シナケレバナラヌコトガアルト、特別法ヲ許シタモノデアラウト思ヒマス、然ルニ今ノ政府委員ノ御答ヲ見レバ、サウ至急ヲ要スル方デナクシテ、若シ議會ニ掛ケレバ煩雜デアアル、或ハ修正杯ニナツテ議會デ其意味ガ能ク分ラナイデ、修正ニデモナツテハ當局者ガ困ルト云フガ如キ、口振ガアルヤウニ承リマシタ、ソレナラバ餘程違フコトダラウト思フ、時日ノ許サヌ至急ナコトガアルト云フ譯ナラバ、此六十三號ト云フモノハ、存在シテ置カナケレバナラヌケレドモ、煩雜デアアルカラ之ヲ帝國議會ニ掛ケルノハイケナイ、或ハ帝國議會ガ臺灣ノ事情ニ通ゼナイデ、無暗ニ修正サレテハ困ルト云フコトデハ、殆ド議會ヲ侮蔑シタコトニナルノデゴザイマス、故ニ此煩雜ナリ或ハ議會デ修正スルノハ困ルト云フノハ、當局者ハ困ルカ知ラヌガ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアル、ダカラ至急ニ帝國議會ノ協賛ヲ得ル暇ガナイダケノ至急ヲ要スルコトガ、アルヤ否ヤト云フダケノコトヲ、今一應承リタイ、唯煩雜ヲ避ケルタメ、又ハ修正ヲ恐レルタメニ、此法律ヲ施クノデアアルカ否ヤト云フコトヲ承リタイ、モウ一ツハ後ノコトハ唯今ノ臺灣當局者ノ御答デハ、本員甚ダ満足シナイノデゴザイマス、ナゼナラバ臺灣總督府ガ施イタモノハ、其當局者ガ是マデ不都合ハナイト云フコトハ、當リ前ノコトデゴザイマスカラ、是ハ敢テ後藤君ノ御答辯ヲ望マヌガ、是マデ臺灣當局者ガ施イタ律令ノ中デ、政府若クハ主務大臣ニ於テ不相當ト認メテ、之ヲ更正シタコトガアルカ、若シアルナラバドノ位ノ額ガ、アツタカト云フコトヲ御尋シタイ、後藤サンデハ言ヒ惡クイダラウカラ、他ノ政府委員カラ承リタイ

事ハ能ク分リマシタ、其施クベキ律令ヲ取調ベノ結果、帝國議會ノ協賛ヲ經テ、今後施イタラ宜カラウト本員ハ思フノデアル、是マデナラバ占領シテマダ日ガナイデゴザイマスカラ、至急ニ施行シナケレバナラヌコトガアルト、特別法ヲ許シタモノデアラウト思ヒマス、然ルニ今ノ政府委員ノ御答ヲ見レバ、サウ至急ヲ要スル方デナクシテ、若シ議會ニ掛ケレバ煩雜デアアル、或ハ修正杯ニナツテ議會デ其意味ガ能ク分ラナイデ、修正ニデモナツテハ當局者ガ困ルト云フガ如キ、口振ガアルヤウニ承リマシタ、ソレナラバ餘程違フコトダラウト思フ、時日ノ許サヌ至急ナコトガアルト云フ譯ナラバ、此六十三號ト云フモノハ、存在シテ置カナケレバナラヌケレドモ、煩雜デアアルカラ之ヲ帝國議會ニ掛ケルノハイケナイ、或ハ帝國議會ガ臺灣ノ事情ニ通ゼナイデ、無暗ニ修正サレテハ困ルト云フコトデハ、殆ド議會ヲ侮蔑シタコトニナルノデゴザイマス、故ニ此煩雜ナリ或ハ議會デ修正スルノハ困ルト云フノハ、當局者ハ困ルカ知ラヌガ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアル、ダカラ至急ニ帝國議會ノ協賛ヲ得ル暇ガナイダケノ至急ヲ要スルコトガ、アルヤ否ヤト云フダケノコトヲ、今一應承リタイ、唯煩雜ヲ避ケルタメ、又ハ修正ヲ恐レルタメニ、此法律ヲ施クノデアアルカ否ヤト云フコトヲ承リタイ、モウ一ツハ後ノコトハ唯今ノ臺灣當局者ノ御答デハ、本員甚ダ満足シナイノデゴザイマス、ナゼナラバ臺灣總督府ガ施イタモノハ、其當局者ガ是マデ不都合ハナイト云フコトハ、當リ前ノコトデゴザイマスカラ、是ハ敢テ後藤君ノ御答辯ヲ望マヌガ、是マデ臺灣當局者ガ施イタ律令ノ中デ、政府若クハ主務大臣ニ於テ不相當ト認メテ、之ヲ更正シタコトガアルカ、若シアルナラバドノ位ノ額ガ、アツタカト云フコトヲ御尋シタイ、後藤サンデハ言ヒ惡クイダラウカラ、他ノ政府委員カラ承リタイ

○鈴木萬次郎君(三十八番) 私ノモ丁度工藤君ノト聯關シテ居リマスカラ一言簡短ニ……

○議長(片岡健吉君) 鈴木萬次郎君
○鈴木萬次郎君(三十八番) 本員モ其事ヲ質問セント欲スル考デゴザイマス、唯今政府委員後藤君ノ御答辯ハ、甚ダ其意ヲ得ヌ、殆ド當局者ニアラサレバ、帝國議會ニ於テ之ヲ修正スルガ如キハ、法ノ精神ヲ誤ルガ故ニ、サセヌト言ハレタヤウニ思ヒマス、是ハ少シ意味ガ違ッテ聽取ツタカモ知レマセヌガ、斯様ナ御答デハ甚ダ困ル、左様ナ意味ガ違ッテ聽取ツタカモ知レマセヌ臺灣ノ法治ニ關スル法律ヲ出シテ、其事情ニ通ゼズシテ種々ナ修正ヲ加ヘテ、不適當ナ法律ヲ拵ヘルカラ云々ト云フコトハ、甚ダ不當ノ言デアルト思ヒマス、左様ナ意味デハナカラウト思ヒマス、本員ハドウカ此六十三號ガ、今是マ必要アル場合ニ、帝國議會ノ開會ヲ待ツテ其協賛ヲ求メントスルニ附イテハ、殆ド一年以上ノ歳月ヲ要スル、サウスルト斯様ナ不都合ガ出來云々ト云フコトニ依ツテ、始テ六十三號ノ必要ト云フコトガ分ル、サウ云フコトハアリマセウト思ヒマス、今ノ後藤君ノ答辯ノ如キハ、御言葉違カ何カデ、甚ダ奇怪ナルコトデゴザイマスカラ、左様ナ意味デハナカラウト、若シ前ニ言レタコトガ、相違ナイト云フコトデゴザイマスルト、工藤君ノ言レタ通、必要ト云フコトハ、帝國議會ガ事情ヲ知ラズシテ不適當ナル法律ヲ拵ヘルカラ、當局者ニアラズンバ分ラヌ、拙者ニアラズンバ分ラヌト云フノデゴザイマスカラシテ、是ハ後藤君トシテ左様ナコトハ言ハレル答ハナイト思ヒマス、念ノタ

メニ此事ヲ申述ベテ、其必要ノ現實ナル是ヲ云フコトヲ御示ニナレバ、宜カラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 後藤政府委員

○望月長夫君(三百四十二番) 私モ今ノ事ニ關シテ、同シ意味ノ質問ヲシタイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) モウ政府委員ニ許シマシタ

(政府委員臺灣總督府民政長官後藤新平君演壇ニ登ル)

○政府委員(後藤新平君) 唯今ノ工藤君鈴木君カラノ御問ハ、何カ帝國議會ガ此趣意ヲ誤マルト云フヤウニ、申述ベタヤウニナリマスガ、ソレハ全クサウ云フノデハナイノデアリマス、最初ハ變遷ノ速ナル所デアアルガ故ニ、ト云フコトヲ、大體ニ附イテ申述ベタノデス、臺灣ト云フ所ハ變遷ノ速ナル所デアアル、故ニ帝國議會ニ此議案ヲ提出シテヤルト云フコトニナリマス、其間ニ——帝國議會ニ提出シマスルマデノ間ニモ、修正ニ修正ヲ加ヘルノデアリマス、是ハ各省ニ關係ノコトガアリマスカラ、各省ニ持ッテ往ッテ修正ニ修正ヲ加ヘマス、ソレカラ其修正ハ其クナルコトモアリマス、惡ルイト私ハ申スノデハナイ、サウシテ法律ガ出來上ツタトキハ、變遷ガ速デアリマスカラ、其時ニナルト又狀勢ガ變ズルト云フコトニナッテ來テ、立法ノ精神ハ其當時ヨリモ失ッテ來ルト云フコトガアルト云フコトヲ申シタノデス、當初カラ臺灣ノ如キハ變遷ノ速ナル所デアアル、是程變遷ノ速ナル所ハナイ、ソレ故ニ或ハ朝令暮改ノ嫌ガアルカモ知レヌト云フ御誘ガアルカモ知レマセヌガ、免ニ角此法律ニシマシテモ、變遷ニ副ハネバナラヌヤウニ、變ッテ往カナケレバナリマセヌ、ソレ故ニ速ニ行ハナケレバナラヌ事情モ澤山アリマス、斯ウ云フコトノ前提トシテ、臺灣位變遷ノ速ナル所ハナイ、故ニ其變遷ニ應ジナケレバナラヌト云フコトヲ、申述ベタノデゴザイマスカラ、兩君ノ御反問ノ所ハ、是ニテ明瞭致スノデアラウト思ヒマス、次ニ工藤君ノ御問ハ、當局者タル者ガ不都合ダト云フ答ハナイカラ、是ハ他ノ政府委員カラ聞カナケレバナラヌト云フコトデゴザイマスカラ、其事ハ私カラハ御答致シマセヌ

○工藤行幹君(百三十六番) 極ク簡短ニ、是ト通ジテ居リマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君

○工藤行幹君(百三十六番) 今ノ臺灣ノ律令ヲ發スルニハ、總督府ハ豫メ各省ニ打合ヲシテ、然ル後ニ發スルノデゴザイマス、或ハ總督府限他ノ協議員トカ云フ者ニ向ッテ發シタ後ニ、各省ニ交渉シマス、ソレヲ承リタイ、律令ヲ發シヤウトシタトキニ、總督府限デヤルカ、或ハ一應主務省ニデモ問合ハシタ上デ發スルカ、ソレヲ承リタイ

○議長(片岡健吉君) 森田政府委員

(政府委員內務書記官森田茂吉君演壇ニ登ル)

○政府委員(森田茂吉君) 唯今ノ工藤行幹君ノ、先刻カラノ御問ニ御答ヲ致シマス、私內務省ノ臺灣課長デアリマスカラ、當局者デアルカラ、ドウカモ知レマセヌガ、內務省ノ監督官廳トシテ認メマスル所デ、此律令ガ臺灣カヲ起草セラレテ來マス際ニ、陸海軍ニ關シタコトハ、豫メ陸海軍ノ關係デ、內交渉ヲシテ來ルコトガアリマス、ケレドモ、其他ノモノニナリマス、今ノ官制ノ上デ、內務省ガ總テ行政ニ附イテ、監督權ヲ持ッテ居リマス、ガ故ニ、例ヘバ度量衡ノコトデアリマセウトモ、又森林原野ノコトニ關シタ

コトデアリマシテモ、又教育ノコトニ關シマシテモ、皆內務省ガ監督權ヲ持ッテ居リマス、是ハ勅令ノ結果トシテ、ソレデ律令ガ出マシテ內務省ヘ出テ參リマス、內務省デハ之ヲ審議調査シマシテ、其調査シマスルニ當ッテハ、臺灣ノ事情ガ餘程調査ヲシマセヌケレハ、慣習風俗ニ餘程ノ違ヒガアリマス、主任者ガ漸次ニ出張シマシテ、舊慣ヲ調ベタ所ノ書類ニ徴シ、又實地ニ當ッテ調査ヲシマシテ、ソレカラ內閣ノ方ヘ送ルノデゴザイマス、內閣ノ方デハ即チ法制局ニ於テ十分ナル審議調査ヲシテ、尙不明ナル點ハ法制局ノ主任者ガ出張シテ調査ヲシテ、其後ニ律令トナッテ發布ニナルノガ、現在ノ手續デアリマス、此通慎重ナル——內務省及內閣ニ於テ爲シ得ルダケ慎重ナル程度ヲ以テ、臺灣ノ事情ニ適當シタル立法ヲ施キタイト云フコトデ、ヤッテ、居リマス、故ニ、今日ノ見マスル所デアハ、今日マデ發布シタル律令ノ上ニ於キマシテ、大變ニ不都合ナモノガアルトハ、當局者ハ認メテ居リマス、ソレデス、ソレカラ尙ホ數ノコトヲ御尋ノヤウデゴザイマス、チヨット申上ゲテ置キマスガ、明治二十九年即チ始メテ此律令ノ六十三號ガ出マシタトキカラ、三十二年ノ一期限ノ中ニ出マシタノガ、四十四出テ居リマス、律令ガ、ソレカラ三十二年カラ今日マデ出テ居ルノガ四十八、出テ居リマス、總計九十二出テ居リマス、其外ニ尙ホ始終民情ヲ調査シタリ慣習ヲ調べタリシテ、立法ヲシマシテモ、又其調査シタ結果ニ依ッテ改正ヲシナケレバナラヌモノガアリマス、其外ニ出タ律令ヲ改正シタモノモゴザイマス、ソレハ總計十八出デゴザイマス、是ダケヲ申上ゲテ置キマス

○工藤行幹君(百三十六番) 議長

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君

○工藤行幹君(百三十六番) サウスルト、此律令ヲ發スルトキニハ、總督府ガ自カラ案ヲ立テ、ソレカラ內務省、或ハ兵事ニ關スルコトハ、陸軍ナリ海軍ナリ或ハ內閣ナリニ伺フ經ナイ中ハ、發セヌノデゴザイマス、ソレマデハ全ク效力ノナイモノデゴザイマス、私共ノ疑ノ起ルノハ、斯ウ云フ疑ガ起ル、後藤政府委員ノ言レル通、此變遷ガ甚シイカモ知レナイ、故ニ私共ガ是マデ考ヘルノニハ、臺灣總督府ハ大ナル權限ヲ與ヘ、總督府ハ是ナリト信ズルコトハ、(ドシ) 律令ヲ發シテ然ル後ニ惡ルイコトハ、ソレダケノ責任ヲ負フト云フコトデアラウト思フガ、今マデノコトデアルト、サウデナク、律令ノ草案ヲ內閣ノ許可ヲ得ナイ中ハ、發スルコトガ出來ナイト云ヘバ、急ニ施行スルコトガ出來ナイト思ヒマス、餘程六十三號ノ效力ガ少イト思ヒマスガ、果シテ私ノ間違デナク、內閣ノ許可ヲ經ナイ中ハ、律令ハ出セナイト云フ理窟デアラナラバ、凡ッ立案シテ內閣ノ許可ヲ受クルマデノ間ニ、ドノ位掛ルカト云フコトヲ承リタイ

(政府委員內務書記官森田茂吉君演壇ニ登ル)

○政府委員(森田茂吉君) 尙ホ御答致シマスガ、唯今ノ私が御答致シマシタ規定ニナッテ居リマス、六十三號ノ第二條ニ「前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ決議ヲ取リ內務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ」トゴザイマス、內務大臣ヲ經過シテソレカラ內閣ニ送付シテ、內閣デ調査シテ然ル後ニ發布シマス、最モ其中ニハ貨幣ニ關シタ問題、銀行ニ關シタ問題、是等ハ大藏大臣ノ監理ノ下ニ立ッヤウニナッテ居リマス、其問題ニ附イテハ大藏省ニ同ルコトニナリマス

○鈴木萬次郎君(三十六番) 私ノ質問シマスノハ、先刻後藤君ノ御答辯ニ據ルト、臺灣ハ一日ト形勢ノ變テ往クカラ云々ト云フコトデアアル、サウスルト今日マデ臺灣ニ施行シタ法律ガ八十餘種アリマスルカ、アルトスレバ其法律ハ今日マデ當局者ガ認メラレテ、改正シナケレバナラヌト云フ法律ハ幾ツアルカ、半年若クハ一年ノ間經過スル間ニ於テ、形勢ガ變リ從テ是ニ施行スル法律ヲ必要トスル事情ガ變ルト云フタメニ、帝國議會ノ協賛ヲ求メルト云フコトガ、云々ト云フコトデアリマスレバ、今日マデ施行シタル法律ノ半年若クハ一年ニ於テ、悉ク改正シナケレバナラヌケレドモ、左様ニ濫造、朝令暮改ノ法律ハ、幾ラ變遷ノ激シイ臺灣ト雖モ、サウ云フ必要ハナイ、併シ若シ必要ガアレバ、八十餘種ノ中改正スルコトガアルナラバ、ソレヲ示サレタイ、サウデナク本員ガ先刻申シタ如ク、斯ウ云フ手續ヲスルノハ、目下ノ事情ガ斯ク斯クニナツテ居ルカラ、サウ云フ場合ニ法律ヲ施クトキニ議會ノ開會ヲ待ツコトデアハ、此急ニ應ズルコトガ出來ナイト云フコトデアレバ、本員ハ左様デアラウト思ヒマスガ、サウデナクテ臺灣ハ變遷ガ速デアアル、事情ガ違フ、議案ヲ提出スル間ニ於テ種々ノ現象ガ出テ來ルカラ、議會ノ協賛ヲ求メル間ニ事情ガ違フテ來ルカラ、待ツコトガ出來ナイ、故ニ六十三號ノ委任命令ガ必要デアルト云フコトデアレバ、本員ハ成ル程サウデアアルカト感ズルコトハ出來ナイ、若シ先刻後藤君ガ辯明セラレタ如キコトデアレバ、今日マデノ法律デ、ドレダケノ改正ヲ爲スベキ見込デアアルカ、ソレヲ御示ヲ願ヒタイ

○大津淳一郎君(百十番) 私モ一ツ御尋ヲシタイガ、其要點ハ鈴木君カラ言レタコト、同シ點モアルガ、要スルニ六十三號ノ法律ヲ繼續サセタイト云フ御趣意ハ、臺灣ノ人情ガ大變遷ツテ居ル、人情風俗ヲ知ラヌ所ノ内地ニ於テ法律ヲ立ツルコトハ、大變煩雜ニナル、大變暇ガ掛ル、其中臺灣ノ變遷ハ非常デアアルカラ、急ニ變ヘナケレバナラヌトキニ、内地マデ持ッテ來テ相當ノ手續ヲ經レバ暇ガ取レルト云フコトデアアル、凡ソ土地ノ事情ヲ知ルト云フコトニハ、何年掛レバ事情ヲ必ズ知レルト云フコトハ、内地ノ中デモ内地ノ府縣ノ中ニ在ツテモ、何年經テバ例ヘバ九州ニシテモ、北海道ニシテモ、東北ニシテモ、其事情ヲ分ルト云フコトハ限ガナイ、併ナガラ臺灣ヲ治メテ七八年ニナリマスガ、即チ未ダ臺灣ノ事情ハ中央ノ立法部ガ知ルコトガ出來ナイト假定シテ、三十八年マデ限レバ、儘ニ臺灣ノ事情ヲ知リ得ルコトガ附イテ居ルノデアアルカ、最早七八年ヲ經過シテ、法律ヲ極メ得ル位ノ事情ハ、知り得ナケレバナラヌノデアアルガ、若シ知り得ナイナラバ、今三十八年マデ經テバ最早事情ガ知レテ差支ナイト云フ認ガ、政府ハ如何ニシテ附イタマデアルカ、此點ハ三十八年マデ延セバモウ差支ナイト云フ理由ヲ、一ツ説明サレシコトハ相違アリマス、其次ハ變遷ノ甚シイコト、成ル程外ノ土地ヨリ變遷ノ甚シイニハ相違アリマス、併ナガラ變遷ガ甚シイガ、是マデノ間ニ鈴木君ノ法律ヲ立ツルコトガ出來ナイマデニ變遷ガ甚シイガ、一年ノ中ニ幾ツアルカ、又變遷ノ甚シイノハ如何ナル點ニ於テ甚シイカ、此二點ハ六十三號ヲ存在シナケレバナラヌ理由ト爲ルノデアリマスカラ、責任アル政府委員ハ審ニ説明アラシコトヲ望ミマス

○望月長夫君(二百四十二番) 私モ同シク質問致シマスガ、此政府案ノ理由

ニハ、臺灣ハ内地ト同一ノ法律ヲ律スルコトガ出來ナイト云フコトデアアルケレドモ、是ハ琉球デモ北海道デモ同シコトデア、特ニ別ニ法律ヲ持ヘルコトハ、何デモナイコトデアアルカラ、六十三號ヲ存在セシムル理由ニハナラヌ、サウナルト機宜ノ立法ヲ要スルコト云フ點デアアルケレドモ帝國議會ノ協賛ヲ經ル場合ニハ、成ル程會期モアルト相當ノ時日モ要スル話デアアルカ、ケレドモ憲法ニハ特ニ安寧秩序ニ關スル必要ノアル場合ニハ、所謂緊急勅令ナルモノ、即チ法律ニ代フルベキ命令ヲ發スルコトガ出來ル、所謂緊急勅令間ニ合ハヌト云フ實例ガ、即チ緊急勅令デモ問ニ合ハヌト云フ實例ガ、或ハ當初アツタカモ知レマセヌケレドモ、六十三號ノ施行ヲ延期シタ以來、近キ三年ニ於テドウ云フ實例ガアツタカ、唯今森田君ノ説明ニ據レバ、三年ニ四十幾ツカ出シタト云フコトハ承知シタガ、併ナガラ六十三號ハ緊急ノモノデナケレバ、律令デアレナイトカ、何トカ云フコトハ、書イテナイカラ、是ガ存立スル以上ハ、ドレ程中央ヘ持ッテ來テヤツテモ、緊急命令ヲ煩ス程急ナモノデナクテモ、向フデ御ヤリニナツテ居ルニ相違ナイカラ、其廉ハ此六十三號ノ必要ヲ指示ス實例ニハ相成ラス、私ノ質問ヲ致スノハ、此近キ三年ノ間ニ、即チ内地ノ立法權デ、臺灣ノ急ニ應ズルコトノ、如何ニシテモ出來ナイ場合ガアツテ、此場合ニ於テ特ニ律令ヲ發セラレタト云フ著明ノ實例ガアリ、即チ吾ニヲシテ非難ヲ受クベガラザル、是コソ成ル程臺灣ニ特ニ委任ヲシテ置カネバナラヌト云フコトヲ、首肯セシムルダケノ實例ガアルナラバ、其實例ハ惜マズ御示ヲ願ヒタイ

○竹内正志君(九十四番) 私ノハ極ク簡短デアリマスガ、先刻カラシテ臺灣ハ特別ナ所デアアルカラシテ、特別ノ扱ヲセネバナラヌ、變遷ガ實ニ激シイト云フ後藤君カラノ御辯明ガアリマスガ、其變遷ノ激シイト云フノハ、ドウ云フヤウニ變遷ガ激シイノカ、私共ハ此臺灣ノ變遷ガ、日夜實ニ運轉シテ變テ居ルト云フ、其變遷ノ様子ハ、殆ド解シ得ラレナイノデアリマスガ、此事ニ附イテハ、他ノ諸君カラモ段々御問ガアツタヤウデアリマスガ、此事必要ハナイ、私ハ斯ウ云フ極ク簡短ナコトヲ御尋シタイ、總督府ガ初軍政時代カラシテ、民政ニ移リマスル當時ニ、此六十三號ト云フモノヲ必要トサレタト云フコトデア、斯ウ云フ結果ニナツテ居ルノデアリマセウガ、其當時ニ初三年、三年デ此六十三號律令ト云フモノハ宜イト云フコトデアアル、其三年ト云フ期限ヲ限ツテ、之ヲ出サレタト云フノハ、即チ三年經テバ最早變遷モ激シクナイ、臺灣ノコトハ内地同様ニ、議會ノ協賛ヲ經テ法律命令ガ出ヘテ宜イ、三年間ハ即チ軍政時代カラ民政ニ移ッタ當時デアアルカラ、必要デアアル臨機ノ處分ヲセネバナラヌカラ必要デアアルガ、最早三年ヲ過ギレバ必要ハナイト云フ理由デ、三年ト云フコトヲ限ラレタノデアリマセウガ、或ハ先ヅ三年ト云フコトニシテ置ケバ、隨分議論モアルヤウデアリマス、又三年ガ濟タナラバ、又三年又三年ト云フ風ニシタガ、之ヲ實行スル上ニ於テ、當局者ハ便利デアルト云フヤウナ、一種ノ狼狽ト云ツテハ惡ルイカ知ラヌガ、一種ノサウ云フ考カラシテ、三年三年ト云フ風ニ、之ヲ切テ出サレルノデアアルカ、其邊ヲ承リタイ、若シ此事ヲ承ツタナラバ、今度ハ又三年又三年ト云フ風ニヤラレルノデアアルカ、是ニ就イテモ既ニ當局者ハ、一定ノ成案ガアリマセウカト思ヒマスカラ、アリマスナラバ承リタイ、ソレカラシテモウ一ツハ、臺

灣ニハ命令ト云フコトハ、ナイカアルカト云フコトヲ承リタイ、先刻森田政府委員カラモ御辯明ガアリマシタガ、私ノ聞ク所ニ據ツテモ、今日マデ丁度足掛七年ニナリマス、七年ノ間ニ法律トカ命令トカ云フモノヲ出サレタ數ガ、百二十バカリアルト聞イテ居ル、其中ノ七十八ハ大抵内地ノ法律ヲ其僑用フル、決シテ臺灣ニ特令ヲ施イタト云フコトハナイ、ソレハ證據ガ幾ラモアル、砂糖ガドウデアルト云フヤウナ、サウ云フ總テノ專賣法杯ニ附イテハ、無論内地ニナイコトデアアルカラ、臺灣ニ特令ヲ施カレタト云フコトハ、分リ切ツタコトデアリマスガ、大抵ハ内地ノ法律ヲ其僑施行スル、若クハ保安條例若クハ新聞紙條例杯ハ……特別ノ法律ヲ施カレタアルヤウデアリマスガ、併ナガラ大抵ハ内地ノ法律ヲ其僑用ヒタノデアッテ、臺灣デ別段ニヤッタト云フコトハ、極ク少イト承ツテ居ル、三分ノ一位シカナイト承ツテ居ル、サウスレバ私共ハ土匪討伐ト云フコトニ附イテハ、今日デモ多少臨機ノ處分ハイルカモ知レマセヌケレドモ、特別ノ命令ト云フモノヲ置ク必要ハナイト思ヒマスガ、是等ニ附イテハ命令ト云フコトデ、十分今マデ臺灣デハヤツテ居ルダラウト思ヒマス、命令ト云フコトヲ總督府デ發スルコトガ出來ヌナラバ、別ノ話デアリマスケレドモ、臨機ノコトハ大抵命令ガ行レテ居ル、行レテ居ラヌト云フ事實ガ、アルカナイカト云フコトヲ承リタイ、マア追々伺フコトモアリマスガ、先ヅツレダケノコトヲ……

(政府委員臺灣總督府民政長官後藤新平君演壇ニ登ル)

○政府委員(後藤新平君) 工藤君ニ御答致シマシタ時分ニ、此立法ノ時間ノ掛ルコトニ附イテノコトヲ、重ニ申述ベマシタメニ、時間論ニ段々議論ガ趨ツテ往ツタノデアリマスガ、大體ノコトハ大森政府委員カラ申述ベマシタ通ノコトデ、臺灣ノ立法ノ上ニ附イテ、機宜ニ適スルノ法ヲ要スルコト云フコトモ、勿論ノコトデアリマスガ、工藤君ノ御尋ニ附イテ、其事ノ御答ヲ致シマシタノガ、簡短明晰ナラヌタメニ起ツタコトデアラウト考ヘマス、ソレ故ニ決シテドウモ、其唯時間一ツデバカリ、此要不要ヲ論ズル譯ニハ參ラヌデアリマス、ソコデ鈴木君、大津君、望月君、竹内君カラ、段々ノ御問ガアリマシテ、混雜致シテ居リマスガ、其中デ要點ヲ記憶スル所ニ依ツテ御答ヲ致シマセウ、是ハ臺灣ノ是マデ發布シマシタル法令ノ中ニ改正ヲ要スベキモノデ、變遷ノタメニ改正ヲ要スルモノハ、如何ナルモノデアアルカト云フコトニ對シテ、一二ノ例ヲ舉ゲマス、例ヘバ船舶検査規則ノ如キモノデモ、船舶ノ變遷ガ甚ダシウゴザイマス、是故ニ先ヅ改正ヲ要スルモノ現ニアリ、其外稅ニ關係シマシタコト、殊ニ銀貨ノ通用ニ關係シマシタル法令ノ如キ、又此土地調査ノ如キ、段々進行致シテ往クニ從ツテ法令ヲ要スベキモノ、改正ヲ要スベキモノモアルト認メテ居リマス、ソレカラ出港稅ノ如キ、斯ウ云フモノガ是マデ發布シマシタモノニモ、改正ヲ要スベキモノガ多クアリマス、此後ニ於テ發布ヲ要スベキモノハ、アルト云フモノハ、臺灣ノ機宜ニ適シタ法令ヲ發セニヤナラヌト云フモノハ、將來生ズベキ狀態ハ、前申述ベマシタヤウニ、澤山ノ法令ガ出テ、居ルヤウデアアルケレドモ、固有ノ土著ノ人民ノ二百五十萬ニ對シテ、發シタモノガ少イモノデアアルカラ、是カラ發スベキモノガ澤山アリマス、ソレカラ又此二百五十萬ノ土著ノ人民ト、内地人ノ關係ニ依ツテ發シタモノガ、多クアリマスカラ、竹内君ノ御問ノヤウニ、多クハ内地ノ立法ノ儘施行シ、又ハソレニ多少ノ變更ヲ加ヘテ、雙方ニ合フヤウニシ

テ、破格ヲ置イテ實行スルモノモ、多クタツト云フ所以デアリマス、次ニ此三年ト云フコトニ附イテノ御尋ガアリマシタガ、竹内君ノ御尋ノ中ニアツタノデアリマスガ、最初ノ三年ト云フコトモ、先ヅ此三年ノ經驗ヲ經テ、其上ニ此事ノ必要ヲ認メタトキハ、延期スルトモ認メガ確然附イタデハナクシテ、試ニ其年限ヲ定メタモノデアッテラウト考ヘラレマス、三箇年ノ經驗ニ於テ、愈是ノ必要ヲ認メ、而シテ延期ヲ致シテ、又今日ニナツテ見マスト云フト、尙ホ其必要ヲ認メル、是ハ七箇年ニモナルカラ、宜イデアナイカト云フ御議論モアリマスガ、何レノ新版圖ニ對スルモノデアッテモ、五年ヤ七年ニ内地ト同一ノ制度ヲ以テ、律スルコトノ出來ヌト云フコトハ、今日ノ植民ノ大體ニ於テ分ツテ居ルコトデゴザイマスカラ、是ハ私ハ喋々ヲ致シマセヌ、併シ此命令ノ此度出シタ、三年ト云フコトハ、ドウ云フ意味ガアルカト云フコトハ、要點デアアラウト思ヒマスカラ、此事ヲ一言致シテ置キマス、此三年間ニ或ハ斯様ナ方法ガ宜シイト云フコトガ立ツタナラバ、別デアリマスガ、尙ホ永續ヲシナケレバナラヌモノト、當局者ハ認メテ居リマス、然ラバ此年限ヲ三年ニシタカト云フト、舊ニ依ツテ無暗ニ改正セヌデ、此事情ノ存シテ居ルカラ——元ト必要ト認メタダケノ事情ガ存シテ居ルカラ、其事情ヲ續ケテ往クト云フニ過ギヌデアリマス

○竹内正志君(九十四番) 將來ノ三年ト云フコトハ、強テ承ル必要ハナイガ、初メ三年ト云フノハ、事情ガ分ラナダカラ、先ヅ取敢ヘズ三年トシタト云フコトデアリマスガ

○政府委員(後藤新平君) 先ヅサウデアッタラウト思フ

○丸山睦峨(一郎君(百九十一番)) 唯今臺灣ノコトニ附イテ、種々質問ガアリマシタガ、主タル所ノ答辯ノ要旨ハ、一ツハ議院ニ於テ……(此處聽取スルコト能ハス)不足ナルガタメニ、往々處置ヲ誤ル、故ニ議會ノ協贊ヲ經ルハ危險デアルト云フコト、ソレカラ臺灣ハ事情ノ變遷多キタメニ、議會ノ協贊ヲ經タ所ガ、其經ル間ニ於テモ既ニ事情ガ變ルカラ、其結果トシテ不適當ナ法律ガ出來ル已ムコトヲ得ズ法令ヲ以テ、ドシト變遷ニ應ジテ往カナケレバナラヌト云フ御答辯デアッテ、此ニツハ言フマデモナク、反對ノ理由ガ見出サル、ノミデ、正當ノ理由トハ認メマセヌガ、次ニモウ一ツ開イテ置キタイコトガアル、聞ク所ニ據レバ、臺灣ニ於キマシテ其批政ヲ議論スル者トカ、或ハ當局者ノ行為ニ附イテ妨害ト爲ルヤウナ者ハ、或ハ之ヲ浮浪人ト看做ストカ、或ハ新聞社ナラバ或ル手段ヲ以テ、其新聞ヲ潰ストカ云フ方針ヲ取ツテ、是マデ臺灣ニ新聞事業モ發達セズ、言論其他人權ノ發達ニ至ツテハ、頗ル薄イヤウニ聞及ンデ居リマス、ソレ等ノ事實ニ附キマシテ、此法令ヲ無暗ニ發スル所ノ權力ヲ持ツテ居ルガ、其人權上ニ附イテ是マデ開ク所ノ如キ、苛酷ナル干涉ヲスル意志ガ、マダ臺灣ノ當局者ニアルノデアアルカ、ソレヲ聞キタイ

(政府委員臺灣總督府民政長官後藤新平君演壇ニ登ル)

○政府委員(後藤新平君) 唯今丸山君カラノ御尋ノ要領ヲ御答致シマス、臺灣ニ於テ此紳士ヲ浮浪人ト殊更ニ看做シテ、退去ヲ命ジタ者ハ一人モゴザイマセヌ、又法令ヲ以テ人權ヲ蹂躪スルノ用ニ供シタコトモナイデアリマス、多分聞ク所ニ據レバト云フ御話デアリマスカラ、唯風説ニ依ツテノコトデアリマセウト考ヘマスカラ、其事實ガアリマシタナラバ、事實ヲ正

シテ御答致スヤウニ致シマセウ、今日マデハ決シテ左様ナコトハゴザイマセ
ヌ、又將來共ニ左様ナコトハナイノデアリマス
○望月長夫君(二百四十二番) 私ノ質問ニ對スル政府委員ノ答辯ハ、要領ヲ
得ナカッタと思フ、後藤長官ガ指示サレタノハ、孰モ安寧秩序ニ關スル如
キモノニハアラズシテ、普通經營ノ仕事ニ屬スル律令デアアル、段々先刻カラノ
政府委員ノ御答辯ヲ伺フテ見ルト、其言ハル、所ヲ煎シ詰ムレバ、殆ド内地
ノ立法機關ハ、臺灣ノ立法ニ堪ヘヌト云フ結果ニ約マルヤウナ御言葉デア
ルと思フ、サリナガラ私ノ疑フノハ、先刻森田政府委員ノ答辯ニ據ルト、臺灣
ノ律令ヲ發スルニハ、詰リ内地ノ政府ノ同意カ何カ、ソレハドウデモ宜
ガ、コナラノ方ヘ相談ヲシテヤルト云フコトニナルカラ、相當ノ時日ヲ要シ
テ居ルデ、ドウシテモ普通ノ立法權ノ動作ヲ待ツコトノ出來ヌ程ノ、緊急ナ
モノデアルト云フコトノ言葉ニハナラヌデ、或ハ變遷ガ速デアルトカ、何ト
カ言フコトガアル、又内地ト隔絶シテ居ルカラ、内地ノモノガ十分ニ臺灣ノ
事情ヲ知ラヌコトガアルト云フコトヲモ、許シテ宜シイと思ヒマスルガ、併
シ内地ノ立法權ニ向ッテ、臺灣カラ十分ニ案ヲ備ヘテ、法律ノ規定ナリ改正
ナリ求ムル猶豫ハアルノデアアル、ソレデ間ニ合ハヌト云フニハ、詰リ臺灣ノ
總督府ニ於テモ、臺灣ニ附イテハ、普通經營ノ問題ニ附イテモ、一年間ノ變
遷ヲ豫見スルダケノ取調ハ附イテ居ラヌノデアアルカ、即チ一年ノ間改正セズ
トモ宜イ案ヲ出スコトノ出來ルマデノ見込ガ、今日ハ附カヌノデアアルカ、臺
灣總督府ニハ即チ一年ノ内ノ臺灣ノ變遷ヲ測リ知ッテ、一年ノ少クモ一年ノ
ノ需要ニ應ズルダケノ必要ヲ認メテ、前以テ法律ヲ定メテ置クト云フ明ガナ
イノデアアルカ、一年ノ間ノ臺灣ノ必要ヲ見ルコトガ、マダ總督府デモ出來ヌ
ト云フコトヲ、御認ニナルナラバ、或ハ此案ノ必要ヲ許サナケレバナラヌコ
トニナルカモ知レマセヌ、此點ニ附イテ、即チ斯ノ如キ秩序安寧公安ニ關ス
ル問題デナク、普通經營ノ問題ニ附イテ、一年ノ間ヲ待ツコトガ出來ヌ變遷
ガアルト云フコトヲ仰シヤルカラハ、臺灣總督府ニ於テモ、尙一年ノ内ノ經營
ヲ一年前ニ取調ガ付クダケノ明ガ、立ッテ居ラヌノデアアラウ、其事ヲ御認メ
ニナルノカ、一應御答辯ヲ請フ

(政府委員臺灣總督府民政長官後藤新平君演壇ニ登ル)
○政府委員(後藤新平君) 望月君ニ御答致シマスガ、必シモ一年ノ内ニ來ル所
ノ變遷ヲ、悉ク見テ往クト云フ譯ニモナラヌ、勿論皆出ス所ノ法律悉ク左様
デアルト云フ譯デアナイ、併ナガラ其必要ナル發布スル時期ヲ等閑ニ流レマ
スルト、其效ヲ見ズ、又時機ニ適セヌヤウナモノガ出テ來ルト云フコトヲ申
述ベタイ、ソレハサウ云フコトモアルノデアリマスカラ、決シテ皆出ス法律左
様デアルトハ申サヌガ、又臺灣總督府ハ或ル場合ニ於テハ、一年ノ内ノ變遷ヲ
モ見ルコト能ハザル場合モアルデアラウト考ヘマス、悉クサウデアナイ
○鈴木萬次郎君(二百六十八番) モウ一ツ御尋シテ置キタイ、細カイコトハ是ハ
委員會御尋ニナッタ宜カラウト思フ、唯委員ガ一ツ聞カント欲スル所ノ
モノハ、臺灣ノ教育如何デアアル、幸ニ政府委員席ニ菊池文部大臣ガ來テ居
レルカラ、菊池文部大臣カラ御答辯アッテモ差支ナイ、寧ロ其方ガ宜シイ、臺
灣ノ教育ト云フコトニ附イテハ、ドウ云フ御考ニナッテ居ルカ、方針ハドウ
デアアルカ、例ヘバ臺灣ト云フ今當時ニ附イテ、政府ガドウ云フ大體綱ヲ有ッ
テ居ラル、カ、大方針ヲ有ッテ居レルカ分ラヌ、例ヲ舉ゲテ見マスルト、臺

灣ト云フ土地ハ、内地同様ニ茲ニ所謂近キ將來ニ於テ、内地人ト同様ノ權利
モ與ヘ、義務モ負ハセ、同等ノモノニスルト云フナラ、之ニ向ッテノ教育ノ
方針モアラウ、又之ニ反シテ到底此臺灣ト云フ所ハ、ナカクサウ云フ所ニ
力ヲ用ヒテ金ヲ費スコト多クシテ、ソレダケノ結果ヲ得ラレヌカラ、寧ロ此
所五年若クバ十年ノ間ハ、商業ニ工業ニ、平タク言ヘバ臺灣ト云フ店ト云フ
コトニシテ、專ラ此處デ產マセテ、寧ロ日本國ヨリ費スヨリ、彼カラ本國ヘ入
レルト云フヤウナコトニシテ往カナケレバナラヌト云ヘバ矢張り對スル
方針ガナケレバナラヌ、所謂工業ニ關シ「テクニカルエヂケーション」ト云フ
コトヲヤッテ往クヤウニシナケレバナラヌ、間ク所ニ據レバ、臺灣二百五十
萬ノ人民中、今學校ニ上ッテ居ルモノハ僅ニ七千人ト云フコトデアアル、之ヲ
ドウスル、學齡兒童ハ幾ラアル、此方針ヲ——此教育ノ方針ヲドウスル、ヨ
モヤ臺灣ノコトハ、文部大臣ハ之ヲ考ヘテ居ラヌトハ言レマイ、必ズ御見込
ガアルダラウト思フ、殊ニ教育社會ニ二十年來モ居ラレ、トハ言フモノ、或
ハ内地ノ教育スラ、調査會ヲ開イテ見ナケレバ分ラヌト云フヤウナコトノア
ル、今日デゴザイマスカラ、臺灣杯ノコトハ御分リニナラヌカ知ラヌ、左様ナ
コトハ賢明ナル菊池君ニ於テハアルマイト思フ、是ハ菊池君カラ伺ヒタイ、
ドウナサル御積デス、學齡兒童ノ數及教育ノ方針、ソレニ附イテハ何時頃カ
ラ是ニ著手シテ、金ヲドノ位掛ケテヤル、斯ウ云フ御見込ガアルナレバ、臺
灣ノ當局者ヨリ菊池文部大臣、即チ文部省ノ政府委員カラ御答辯ヲ得タイ
(政府委員臺灣總督府民政長官後藤新平君演壇ニ登ル)

○政府委員(後藤新平君) 鈴木君カラ文部大臣ニ此教育ノ事即チ臺灣ノ教育
ノ方針ニ附イテ、御尋ガアリマシタガ、斯ウ云フコトニ關シマシテ、菊池文
部大臣カラ御答ニナルベキ譯ハナイノデアリマス、今御答致シマシタコトニ、
色々ノ間違ヲ生シテ居ルヤウナ所モ、ソレカラ來タモノト考ヘマス、帝國議
會ニ提出スルト云フコトニナルト、各省ニ關係ヲ持チマスト云フコトヲ私ハ
申述ベタ、ソレデ時日モ費スト云フコトヲ申述ベタノガ、議會ノ時日ヲ費ス
ト云フコトノ一方ニ、質問ガ向イテ來マシタカラ、私モ疑ッテ居ッタノデスガ、
鈴木君ノ御質問ニ依ッテ、始テ分ッテデアリマス、臺灣ノ教育ノコトハ、臺灣
決定メタダケノコトデアリマシテ、文部省ニハ關係ハナイノデアリマス、若
シ之ヲ帝國議會ニ提出スルト云フコトニナリマスレバ、始テ文部省ヲ經テ出
ルヤウニナッテ參リマス、唯今ノ臺灣ノ教育ト云フコトニ附イテハ、臺灣總
督府ガ關係シテ居ルノデアリマスカラ(鈴木萬次郎君「臺灣ハ日本ダ」ト呼フ
此事ハ私カラ答ヲ求メルト云フコトハ、鈴木君ニアリマセヌ、故ニ唯其事ヲ
申上ゲテ、鈴木君ノ御問ニ殊更ニ御答ハ致シマセヌ、唯組立ノ違ヒノコトヲ
申上ゲテ置キマス)

○丸山崐嶠一郎君(百九十一番) 尙ホチヨット確メテ置キタイコトハ、先程
カラ段々ト説明ノアッタノヲ廳キマス、未開ノ臺灣デアアルカラ、其國情ニ
應ズルニハ、律令ヲドシク出シテ往カナケレバナラヌト云フヤウニ、歸著
シテ居ルヤウデアリマス、サウスル、一年間ニ於テ手ヲ覆ス如ク事情ガ變ルト云
フ事柄ハ、私ハ信ジナイ、成ル程未開國デアアルカラシテ、多少著シキ變遷モ
アリマセウケレドモ、未開國ニ限ッテ法律ノヤウナモノハ、成ルベク簡易ニ
シナケレバナラヌノニ、無暗ニ小イ事ニマデ、立入ッテ、律令ヲドシク出

スト云フコトハ、最モ行政ノ上ニ於テ甚ダ宜シクナイコトノヤウニ考ヘル、ソレデ行政上ノコトニ附キマシテモ、例ヘバ先程モ御答辯ノ中ニアッタ銀貨ノコトデアル、其銀貨ニ對スル價格ノ定メ方モ、都合ニ依ッテ一箇月ニ三回モ、之ヲ變ヘテヤッタト云フヤウナ話モ聞受ケテ居ル、又事實デアリマセウ、サウ云フ考カラシテ、律令ヲドシ、ヤラレルト云フコトハ、當局者ノ確實ナル意思デアラナラバ、私ハ反對セネバナラヌノデアアルカラ、ソレ故其一點ニ附イテ、尙ホ確ナル答辯ヲ願ヒタイ

(政府委員内務書記官森田茂吉君演壇ニ登ル)

○政府委員(森田茂吉君) 臺灣ノ銀貨ト云フモノハ、倫敦ノ銀ノ相場ニ據リマシテ、高低相場ヲ極メテ居リマスノデ、其倫敦ノ銀塊ノ相場ガ高低シマスルニ從ッテ、臺灣ノ銀貨ニ影響ヲ以チマスカラ、是ハ已ムヲ得ズ上下ヲシナケレバナリマセヌ

○恆松隆慶君(二百二十四番) ドウデスカ、大抵ニシテ委員ニ委託シテカラヤルト云フコトニシテハ……

○星松三郎君(四十番) チョット伺ヒタイ、政府委員ノ答辯ハ甚ダ要領ヲ得ヌタメニ、長イ時間ヲ費シマシタガ、此上委員會モアリマスケレドモ、委員ニナルカナラヌカ分ラヌカラ、コ、デ御問致シマス……要スルニ望月長夫君カラ問ウテ趣意ガ、適切ノ問デアッタと思フ、其外ノモノハ善惡ハ言ハヌガ、要領ヲ得ナイノモノニ聞エテ居ルガ、是ハ此六十三號ハ臺灣ニ對シテハ、臺灣人ノ安危ニ係ルモノデアアル、大事ナモノデアアル、聞ク所ニ據ルト云フト、臺灣ノ律令ト云フモノ、害ヲ被ッタト云フコトモ聞イテ居レバ、利益ヲ得タト云フコトモ聞イテ居ル、ソコデアアルカラ、是ハ大事ナ問題デアアル、大事ナ問題デアアルガ故ニ、諸君ノ御問モ數ミアッタと思ハレル、然ルニ此六十三號ト云フモノハ、緊急已ムヲ得ザルト云フ、即チ憲法デ許ス所ノ明文ニ據ルト、是ハ一時的ノモノデアアル、一時的ノモノ、六十三號ヲ、又重テ三箇年ノ期間ヲ延シタイト云フコトデアアルナラバ、ソレ相當ノ理由ガナケレバナラヌ、其理由ト云フモノハ聞クベキモノガ一ツモナイ、即チ此六十三號ヲ活カシタキガタメニ、今マデノ律令ヲ施シタルタメニ、是ダケノ效能ガアッタ、尙ホ此後モ之ニ對スルモノヲ律令トシテ、緊急ニ應ズルダケノコトヲ爲サネバナラヌト云フコトデアアルト、吾ニガ釋然ト是ガ分ルノデアアル、所ガ答ガ至テドウモ今日ニ限リデマズイノカ知ラヌガ、平素ノ元氣ニモ似モヤラナイ、後藤君ノ御答辯デアアルノデアアル、誠ニ惜ムコトデアアル、ソレ故ニ私ハ外ノ事ハ聞カヌ、定メシ望月長夫君モ満足ハシテ居ルマイト思フガ、此六十三號ノ已ムヲ得ザル斯ク斯クノモノ、即チ是ハドウシテモ通過サセナケレバナラヌト云フダケノ、立派ナ理由ノ一二ヲ列舉シテ述べタナラバ、釋然ト分ルコトデアアルヲ、當事者其人ハ必ズ腹ニハアルカハ知ラヌケレドモ、口ニ顯ルハ所ノモノハ甚ダマズイ、實ニ聞クベキモノガ一ツモナイノデアアル、冀ハクハ六十三號ノ生死ノ場合デアアルカラ、六十三號ヲ是非成立テタイト云フ、根據ノアル所ヲ、即チ是ナラデアルナラヌト云フ所ノ答辯ヲ、一ツ伺ヒタイノデス、唯何ト云フ御註文ヲ申サヌデモ、六十三號ノ最モ有效ナル御答辯サヘ願ヘバ釋然ト分ルコトデアアルカラ、諸君モ或ハ迎フル所ガアルカモ知ラヌガ、免ニ角唯今マデノ答辯ハ要領ヲ得マセヌカラ、一應御尋致シマス

(鈴木萬次郎君恆松君ノ動議ニ賛成ト呼フ一賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 政府委員ハ答辯ガアリマセヌガ、モウ議事日程ノ第二ニ移ッテドウデゴザイマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレデハ議事日程ノ第二ニ移リマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○恆松隆慶君(二百二十四番) 是ハ質問モ澤山アル位ノ問題デゴザイマスカラ、委員ヲ十八名、議長ニ指名ヲ願ヒマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ此委員ヲ十八名ニシテ、議長ノ指名ト云フ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ決シマス

○石田貫之助君(二百十六番) 豫算委員諸君ハ、ドウカ豫算室ニ御集リヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第三地方學事通則中改正法律案、貴族院送付、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

第三 地方學事通則中改正法律案(政府提出、貴族院 第一讀會)

地方學事通則中左ノ通改正ス

第二條第一項中「小學校」ヲ削リ第三項中「小學校」ヲ「學校」ニ改ム

第九條府縣郡市町村村學校組合及市町村內若クハ町村學校組合內ノ區ハ學校幼稚園圖書館ノ爲ニ基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得

基本財産及積立金ハ單ニ某學校幼稚園圖書館ノ爲ニ之ヲ設ケ又ハ通シテ數學校幼稚園圖書館ノ爲ニ之ヲ設クルコトヲ得

基本財産及積立金ノ設置及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ但積立金ヲ其目的ノ爲支出スル場合ハ此限ニ在ラス

基本財産ヨリ生スル收入ハ教育ニ關スル目的ノ外ニ之ヲ使用スルコトヲ得

積立金ヨリ生スル收入ハ其積立金ニ編入スヘシ

第十條第一項中「學校基本財産」ヲ「基本財産」ニ第二項中「公立學校」ヲ「公立學校幼稚園圖書館」ニ「學校基本財産」ヲ「基本財産又ハ積立金」ニ第三項中「學校基本財産」ヲ「基本財産又ハ積立金」ニ改ム

附則

本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○文部大臣(理學博士菊池大麓君演壇ニ登ル)

○文部大臣(菊池大麓君) 諸君、簡短ニ本案提出ノ理由ヲ説明致シマス、此改正案ヲ提出致シマシテ理由ハ、凡ツ三ツゴザイマス、其理由ハ此第二條ニ於テ、小學校ニ限リ此學區ヲ設クルコトガ出來ルコトニナッテ居リマスガ、此學區ニ依ッテ學校ヲ設立スルコトヲ、小學校ノミナラズ尙ホ實業補習學校等ノ學校ニモ及シタイト云フノガ一ツノ理由デゴザイマス、ソレカラ今一ツハ、基本財産ヲ設ケルコトハ、學校ノタメニノミ設定スルコトノ出來ル規定デアリマスガ、圖書館幼稚園等ニモ、矢張基本財産ヲ設クルコトノ出來ルヤ

ウニ致シタイト云フ趣意デゴザイマスル、今一ツハ此基本財産ノ外ニ尙ホ臨時ニ或ハ建築ヲ致シマスルカ、或ハ擴張ヲ致シマスル場合ニ於テハ、是カヲ何年後ニサウ云フコトヲシヤウト云フコトノ目的ヲ以テ、積立金ヲスルト云フコトノ出来ルヤウニ致シタイト云フノデゴザイマス、即チ今日ニ在ッテハ、或ハ一時ニ臨時ニ金ヲ出スカ、或ハ借金ヲスルト云フコトニナッテ居リマスルノ、數年間積立ヲシテ、サウ云フ學校杯ヲ建築スルコトノ出来ルヤウニスルト云フ、制度ヲ設ケタイノデゴザイマス、此三ツノ理由ヲ以テ、本案ノ改正ヲ提出致シマス、何卒速ニ御協賛アラントヲ希望致シマス

○安藤龜太郎君(二十二番) 二十二番

○議長(片岡健吉君) 安藤君、御質問デスカ

○安藤龜太郎君(二十二番) チョット文部大臣ニ質問シタイ、唯今ノ御説明ニ據リマスルト、基本財産トソレカラ積立金ハ、今度此議案ニ依ッテ各其目的ニ依ッテ使用ノ別ガアルヤウデアリマスガ、此基本財産ハ即チ政府ガ多少補助デモシテ遣ルノデアリマスガ、但シハ其町村ガ基本財産ヲ拵ヘタモノニ附イテノミ、補助ヲ與ヘルノデアリマスガ、而シテ又積立金ハ其目的ノタメニ支出スル場合ハ、許可ヲ受ケメデモ宜イト云フコトニナッテ居リマス、然ラバ基本財産ト積立金トハ、餘程性質モ違ウモノデアラウト思フガ、併ナガラハツキリ其分界ガ附カヌカラ、文部大臣カラ明トウニ御答ヲ願ヒタイ

(政府委員文部省普通學務局長澤柳政太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(澤柳政太郎君) 唯今ノ御質問ニ御答致シマスルガ、基本財産ヲ作ルト云フコトハ、町村ノ資力或ハ寄附金等ニ依ッテ致スコトデアリマシテ、國庫等カラシテ、之ヲ補助スルト云フ精神ハ少モナイノデアリマス、ソレカラ基本財産ト積立金ハ、性質ノ大ニ異ナルモノデアリマシテ、基本財産ハ其元本ト云フモノハ、永久ニ管理ヲ致シテ往キマシテ、之ヲ使用スル所ノモノハ、基本財産ヨリ生ズル所ノ收入ダケニ限ルノデアリマス、積立金ハ或ル額ニ達シマシタナラバ、其額ヲ舉ゲテ全額ヲ舉ゲテ、或ル事業ヲ營ムト云フコトニ致スノデアリマシテ、其區別ハ唯今申シタ通ノコトデアリマス

○安藤龜太郎君(二十二番) 尙ホチョット御尋ネ致シマス、基本財産ノ方ハ許可ヲ受ケル、然ルニ積立金ノ方ハ、其目的ノタメニ使用スル場合ニハ、許可ヲ受ケヌト、斯ウ云フコトニナッテ居ル、然ラバ基本財産ヲ拵ヘル時分ニハ、強制的ニ遣ラセル、一方ノ積立金ハ任意ニ遣ラセルト云フヤウナ、何カ區別ガアルノデスカ、或ハ唯詰リ使用ノ方法ガ、積立金ト基本財産トハ違フカラ、許可ヲ受ケル受ケヌトノ區別ヲ立ッテノデアリマスガ

○政府委員(澤柳政太郎君) 御答致シマスガ、基本財産ヲ設定スルト云フトキハ、強制的ニ致スノデアリマス、町村ガ矢張任意ニ致スコトデアリマス、丁度基本財産カラ生ジタル所ノ收入ヲ使フト云フコトハ、少モ認可ヲ受ケルコトハ要サヌノデアリマス、然ルニ元本ハ永久ニ保存シテ往カケレバナラヌ、其基本財産ヲ舉ゲテ教育ノコトモアリテ使ヒマスルトカ、或ハ非常ノ場合等ニ於テハ、他ノ目的ニ使フコトモアリマセウガ、サウ云フ時ニハ目的以外ニ使フコトニナリマスガ、監督官廳ノ許可ヲ受ケバ是ハドウ云フ事業ニ應ズルト云フコトガ、明デゴザイマスカラシテ、別段ニ其許可ヲ受クルコトヲ要セヌノデアリマス

○安藤龜太郎君(二十二番) サウスルト教育基金ハ基本財産トハ關係ガアリマセヌカ

○政府委員(澤柳政太郎君) 全ク關係アリマセヌ

(恒松隆慶君「其次ノ日程ニ移ルベシ」ト呼フ)

○議長(片岡健吉君) 他ニ御質問モナケレバ、議事日程ノ第四ニ移リマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ御異議ガアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第五警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル、者ノ費用ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告、天野若圓君

第五 警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル、者ノ費用ニ關スル法律案 第一讀會ノ續(委員長報告)

(天野若圓君演壇ニ登ル)

○天野若圓君(百十三番) 諸君私ハ此警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル、者ノ費用ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過ヲ報告致シマス、本案ハ去ヌル一月二十九日ニ委員會ヲ開キマシテ、委員長理事ノ互選、引續イテ會議ヲ開キマシテ、政府委員ニ種々質問ノ末、全會一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、其譯ハ本案ハ極ク簡單ナモノデアリマシテ、唯從前警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル、者ノ費用ガ、警察費ト同一ノ地方費ヲ以テ支辨シタモノデアリマスカラ、別段其煩累モゴザイマセヌガ、監獄費ガ國庫支辨ニ拘禁又ハ留置セラル、モノ、費用ノ中、飲食ヤ藥料杯ハ現金ヲ以テ仕拂ヒ、衣服臥具器具等ハ、物品ヲ以テ之ヲ國庫カラ渡ス、斯ウ云フ具合デアリマスカラ、ヤア蒲團ガ汚レタカラ洗ッテ呉レトカ、或ハ茶碗ガ割レタカラ購ッテ呉レトカ、警察ヨリ國庫ヘ申出テ、非常ニ手續ニ煩雜ヲ來シテ來マシタ、ソコデ今回之ヲ總テ警察費ノ方ニ移シテ、其代價トシテ監獄費カラハ、一定ノ額ヲ辨償スル、斯ウ云フ案デゴザイマシテ、斯クナレバ大ニ其手續ニ簡便ヲ覺エマシテ、是モ行政整理ノ一部トシテ結構デアラウト、委員會ノ贊成ヲ致シマシタ、其一定ノ金額ト云フハ、一日一人ニ附キ二十錢宛ヲ辨償スル、斯ウ云フコトデアリマシテ、其二十錢宛ト云フコトハ、是年カラ集治監ニ渡シテアル、所ガ丁度一日二十錢宛ノ割合デ渡シテアル、是デ今回渡シマシテ、地方費ノ方ニモ又國庫ノ方ニモ、兩方別ニ損益ガナイ、斯ウ云フコトデアリマスカラ、大ニ是ハ手數ヲ省イテ、事務ガ敏捷デ往カウト云フ案デゴザイマスノデ、委員會ハ全會一致ヲ可決ヲシマシタ、希クバ本會ニ於テモ滿場一致ヲ以テ、御贊成ニナッテ、尙ホ簡單ノ法案デゴザリマスカラ、讀會ヲ省イテ直ニ可決アラントヲ希望致シマス

○恒松隆慶君(二百二十四番) 讀會省略デ確定ヲ希望シマス

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ議會ヲ省略スルコトニ致シマス、本案ハ委員長報告通御異議アリマセヌカ

警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラル、者ノ費用ニ關スル法律案 確定議

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通可決致シマス、議事日程第六

大藏省證券條例中改正法律案

第六 大藏省證券條例中改正法律案(政 第一讀會ノ續(委員長報告))

○大塚常次郎君(四十二番) 大藏省證券條例中改正法律案ノ特別委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、本案ノ委員會ハ前後三回ニシテ確定致シマシタ、即チ改正案ノ第三條「大藏省ノ證券ハ割引ヲ以テ發行スルコトヲ得」是ハ原案ノ通、委員會ハ可決致シマシタ、其次ハ改正案ノ第四條「大藏證券ノ仕拂期限ハ十二箇月以内トシ其形式種類利子歩合及割引歩合ハ大藏大臣之ヲ定ム」トアリマ

スノヲ「大藏省證券ハ百圓以上トシマシタ」ト百圓ト云フコトヲ此處ニ加ヘタリマデアリマス、本案ヲ讀ムニ當リマシテハ、大藏大臣及政府委員ニ質問審議ノ末、此原案ニ同意シタル簡條ト、又此修正ヲ加ヘタル簡條ノ理由ヲ、簡短ニ御報告致サウト思ヒマス、元來此大藏證券ナルモノハ、明治十七年ニ發布セラレタノデアリマス、爾來時勢ノ變遷ニ伴ッテ、漸次改正セラレタモノデゴザリマス、ウコデ今政府ニ於テ改正ヲ要スル所以ハ、現行法ノ第三條ニ依リマス、大藏省證券ナルモノハ「無記名利付云々」トアリマス、故ニ政府ニ於テ臨機應變ノ活用ガ出來ナイ、甚ダ不便ナル、故ニ茲ニ取除ノ法ヲ設ケタイト云フノデアリマス、ウレハ所謂商業手形ノ如ク、割引證券ヲモ發行シタイト云フ主意ニ外ナラヌデアリマス、委員會ハ今日ノ場合、適當ノ改正案ト認メシタ、本案ヲ贊成シタルデアリマス、其次ハ第四條デアリマス、現行法ノ第四條ニ「大藏省證券ノ種類ハ百圓五百圓千圓五圓一萬圓十萬圓ノ六種ニ分ツ云々」トゴザリマス、斯ノ如ク金額ニ制限ガアッテハ、其募集ニ應ズル者ノ好ム所ノ額面ニ任セズ、甚ダ運用上窮乏ナルノミナラズ、手形ト云フ性質カラ論ズルモ、前以テ此金高ヲ確定シ置クコトハ、甚ダ不都合ナルカラ、此制限ヲ取除ケタイト云フコトデアリマス、ウコデ委員會ニ於キマシテハ、種々議論モアリマシタガ、百圓以上ハ無制限デモ宜シイガ、百圓以下ハ無制限ハ不可デアル、ナセカト云フニ、若シモ此制裁ガナカッタナラバ、百圓以下ノ此債券ヲドシ、發行シタルナラバ、恰モ此勸業銀行ノ債券ノ二十圓ヲ發行スルガ如ク、頗ル民間ノ資金ヲ吸收スルデアラウ、左様ナ場合ニ遭遇スル甚ダ困ルカラシテ、茲ニ百圓以上ハ宜シイケレドモ、百圓以下ハ許サヌ、斯ウ云フコトニ委員會ハ確定ヲ致シマシタ、此事ハ申上ゲテ置キマス

○政府委員(松尾臣善君) 唯今委員長ヨリ修正セラレマシタ趣意ヲ御述ニナリマシタガ、其修正ハ百圓以下ノモノハ發行セシメザルヤウニト云フ、御注意デアリマシタヤウデゴザリマス、政府モ百圓以下ノ大藏省證券ヲ發行スル積リデハゴザイマセヌノデ、又事實此大藏省證券ヲ發行シマスノハ、御承知

○政府委員(松尾臣善君) 唯今委員長ヨリ修正セラレマシタ趣意ヲ御述ニナリマシタガ、其修正ハ百圓以下ノモノハ發行セシメザルヤウニト云フ、御注意デアリマシタヤウデゴザリマス、政府モ百圓以下ノ大藏省證券ヲ發行スル積リデハゴザイマセヌノデ、又事實此大藏省證券ヲ發行シマスノハ、御承知

○政府委員(松尾臣善君) 唯今委員長ヨリ修正セラレマシタ趣意ヲ御述ニナリマシタガ、其修正ハ百圓以下ノモノハ發行セシメザルヤウニト云フ、御注意デアリマシタヤウデゴザリマス、政府モ百圓以下ノ大藏省證券ヲ發行スル積リデハゴザイマセヌノデ、又事實此大藏省證券ヲ發行シマスノハ、御承知

ノ通ニ短期間ノ證券デゴザイマシテ、且ツ隨分多額ノ金ヲ募集シマスノデアリマスカラ、之ヲ引受ケルノハ多クハ銀行家若クハ資本ノ大キイ所ニ、重モニ引受ケル譯ニナリマスノデ、小サイ證券ヲ發行スル必要ハゴザイマセヌノデアリマス、此條例ニ百圓以上トアリマシテモ、別ニ差支ヘルコトハナイトハ考ヘマスガ、事實百圓以下ノ證券ヲ發行シマセヌノデアリマスカラ、之ヲ殊更ニ御記入ニナルニハ及ビマス、且ツ又此法律案ハ一日モ速ニ發行セラル、ヤウニナリマスコトヲ希望致シマスノデ、ウレハ目下此法律ガ施行力ヲ有チマスナラバ、直グニ之ニ依ッテ證券ヲ發行シナケレバナラヌト云フヤウナ事情モアリマスカラ、此改正ノタメニ、又貴族院ト御協議等ノ場合ニモナリマス、數日ノ日時ヲ費スコトデアリマシテ、政府施行上ニ甚ダ差支ヲ來スヤウニモ考ヘマスカラ、相成リマスコトナラバ、政府提出ノ案ヲ以テ御決議ニナルヤウニ希望致シマス

○中野武營君(百六十八番) チョット政府委員ニ……

○議長(片岡健吉君) 中野君ハ質問デゴザリマス

○中野武營君(百六十八番) イヤ……

○議長(片岡健吉君) 御質問デナケレバマダ許シマセヌ

○大塚常次郎君(四十二番) チョット訂正ヲ致シタイ、第四條ノ「十二月以内トス」ヲ「其」ト云フ字ヲ取りマシテ「證券ノ形式種類」斯ウ云フ風ニ訂正ヲ致シマシタ

○恆松隆慶君(二百二十四番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 中野君ニハ二讀會ヲ開クコトニナッタラバ、御通告ノ發言ヲ許シマス、第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○中野武營君(百六十八番) 私ハ餘リ長コトデゴザイマセヌカラ、此席デ述ベマス、此案ハ本委員モ委員デアッタノデアリマス、然ルニ委員會ニ於テ百圓以上ト云フコトヲ、此處ヘ加ヘラレマシタノハ、甚ダ私ハ必要ト考ヘマスカラ、一言申述ベマス、其譯ハ今モ政府委員ガ大體ノ陳辯ヲセラレマシタガ、大藏證券ト申シマスルモノハ、今度割引即チ手形、割引手形ヲ以テ出スヤ云フノ、金額ニ程度杯ヲ立テベキ必要ハ、大體ナイノデアリマス、況ヤ數百方數千萬圓ト云フ債券ヲ募リマスルノニ、セイト云ッテデモ、實際ニ百圓以下ノ小サナモノヲ分ッテ、募ル杯ト云フコトノアルベキ筈デナイ、サスレバ百圓以上ト云フコトヲ入レルノハ、實ニ無用ナコトノミナラズ、體面モ宜クナイ、唯今委員長ノ御説ニ據ルト、百圓以下ノ小サイ證券ヲ出スト、勸業銀行ノ債券ヲ出スガ如キモノニナッテ、小資本ヲ吸收スルコトニナルト云フヤウナ理由デゴザイマシタ、是ハ大ニ間違ッテ居ル、成ル程勸業銀行ノ債券デ

大藏省證券條例中改正法律案

第二讀會

○中野武營君(百六十八番) 私ハ餘リ長コトデゴザイマセヌカラ、此席デ述ベマス、此案ハ本委員モ委員デアッタノデアリマス、然ルニ委員會ニ於テ百圓以上ト云フコトヲ、此處ヘ加ヘラレマシタノハ、甚ダ私ハ必要ト考ヘマスカラ、一言申述ベマス、其譯ハ今モ政府委員ガ大體ノ陳辯ヲセラレマシタガ、大藏證券ト申シマスルモノハ、今度割引即チ手形、割引手形ヲ以テ出スヤ云フノ、金額ニ程度杯ヲ立テベキ必要ハ、大體ナイノデアリマス、況ヤ數百方數千萬圓ト云フ債券ヲ募リマスルノニ、セイト云ッテデモ、實際ニ百圓以下ノ小サナモノヲ分ッテ、募ル杯ト云フコトノアルベキ筈デナイ、サスレバ百圓以上ト云フコトヲ入レルノハ、實ニ無用ナコトノミナラズ、體面モ宜クナイ、唯今委員長ノ御説ニ據ルト、百圓以下ノ小サイ證券ヲ出スト、勸業銀行ノ債券ヲ出スガ如キモノニナッテ、小資本ヲ吸收スルコトニナルト云フヤウナ理由デゴザイマシタ、是ハ大ニ間違ッテ居ル、成ル程勸業銀行ノ債券デ

是等ノ島ハ、例ヘバ五島ハ長崎カラシテ五十五海里アル、壹岐ハ七十五海里

アル、又佐渡ハ新潟市カラシテ、三十三海里アル、其主タル交通ノ線路ノ上ニ、陸地ト聯結セヌ所ノ距離ハ、是ダケノ距離ガアル、萬事不都合デアッテカラニ、殊ニ此選舉ノ際ニ、陸地ト同シ選舉區ニナリマスルコト云フト、總テ選舉ノ運動ハ、附キマシテモ、不便ヲ感ズルコトガ多イノデアルカラ、是非便宜上カラ、此島ヲ分ケテ獨立ノ選舉區トスルコト云フノガ一ツ、一ツハ此選舉權ノ擴張ト云フ上カラシテモ、獨立ニシタイト云フ希望ガアル、ソレハ十四議會ニ於キマシテモ、此結局ノ所島司ノアル處、即チ對馬、隱岐及鹿兒島縣ノ大島、此三ツノ所ハ當時獨立ノ選舉區ニ致シタイノデアリマス、サウスレバ是ト同様ニ、矢張此島ト云フモノモ、大分澤山アルガ、其中デ別ケテ五島壹岐佐渡ト云フモノハ、最モ獨立スベキ事情ノ多イモノト認メマス、故ニ他ノ十四議會ニ於テ、島司ヲ置イタ處ヲ獨立選舉區ニシタイト云フト、同一ノ趣旨ニシテ、即チ選舉權ヲ擴張シテ、此少數ノ島國ニ於テモ、一人ノ代議士ヲ選舉スルコトヲ得セシメタイト云フガ、一ノ趣旨、又第三ニハ他ノ今申シマシタ、壹岐、隱岐ノ國トカ、或ハ大島、ソレカラ對馬ト云フモノヲ、獨立選舉區ニシタイト云フ上カラ、權衡上、矢張是モ一ノ獨立選舉區ニシタイ、殊ニ此市杯ヲ獨立選舉區ニシタイト云フヤウナ、理由カラ考ヘテ見マスレバ、矢張不便ナル一地ニ偏スル所ノ島杯ハ、矢張其趣旨デ此少數島嶼ノ人民ヲシテ、代表者ヲ出サシムルト云フコトハ、權衡上適當デアラウ、此三點ノ理由カラシテ、今日此獨立改正案ヲ提出シテ次第デアリマス、宜シク御協賛アラシコトヲ……

○恆松隆慶君(二百二十四番) 委員ニ付託セラレタイ
○多田作兵衛君(二十番) 政府委員ニ質問致シマスガ、此案ノ可否ハ他日ニ讓リマス、私ハ今日輕々ニ申シマセヌガ、此案ヨリモ未ダ急ナル改正法ガアラウト思ヒマス、何ダト云フト、市ノ方ノコトデゴザイマス、三万以上ノ市ハ獨立選舉區ニナッテ居ルニ拘ラズ、其後追々三万以上ニ達スル所ノ市ガ出來テ居ルノデ、是等モ他ノ權衡ヲ取ルタメニハ、政府案トシテ改正ノ法ヲ出サレルヤ否ヤヲ、御尋致シマス

(政府委員内務總務長官大森鍾一君演壇ニ登ル)

○政府委員(大森鍾一君) 唯今ノ多田君ノ御尋ネデアリマスルガ、市ノ獨立選舉區ヲ作ルト云フコトニ附キマシテハ、昨年來ノ問題デアリマシタ、政府ハ目下其調査ヲ致シテ居リマス、多分提出ノ運ビニ相成ルコトデアラウト考ヘテ居リマスルガ、未ダ確定ハ致シマセヌカラ、今此席ニ於テ提出ト云フコトヲ、確定致ス譯ニハ參リマセヌ、多分提出ノ運ニナラウト思ヒマス

○鈴木總兵衛君(百八十六番) 政府委員ニ質問致シマス、此選舉法ノ改正ニ附キマシテハ、横濱市ノ如キハ先年選舉法改正ノストキハ、暫ク事情ガ違ッテ居リマシテ、神奈川ガ合併シテ人口モ殖エテ居リマス、是等ニ對シテ政府ハ如何ナル考デアルカ、唯今三万以上ニナッテ市ヲ獨立セシムルコトニ附イテハ、聽キマシタガ、其事ハ如何デアザイマス、一應聽イテ置キタイ

(政府委員内務總務長官大森鍾一君演壇ニ登ル)

○政府委員(大森鍾一君) チョット初ヲ聽落シマシタガ、横濱其他ヲドウスルカト云フコトデゴザイマス、横濱ハ後ニ神奈川ガ這入ッテ、大變大キクナッテ居ル、ソレハドウスルト云フノデス

○政府委員(大森鍾一君) 是モ今ノ調査ノ中ニ加ッテ居リマス
○工藤行幹君(百三十六番) 序ニモウ一ツ承リタイ、政府ガ此人口ノ増シタコトニ附イテ、改正案ヲ調査シテ居ルト云フコトデゴザイマスルガ、サウスルト郡部ノ方モ、人口ノ増シタモノガアレバ、矢張法律ヲ改正スルコト云フヤウナ意見デアルカ、郡部ハ打チャッテ、市部バカリヤルト云フコトデアリマスカ

○政府委員(大森鍾一君) ソレモ今調査致シテ居リマス
○工藤行幹君(百三十六番) 分リマセヌ

(政府委員内務總務長官大森鍾一君演壇ニ登ル)

○政府委員(大森鍾一君) 郡部ハ増サヌノカ、市ダケ詮議ヲシテ居ルカト云フ、御尋デアッタ思ヒマスルガ、即チ兩方關聯シテ今調査ヲ致シテ居リマス、或ハ郡部ハ増サヌコトニナルカナラヌカト云フハ、其調査結了ノ上デナイト御返答ヲ致シ兼ネマス
○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ委員附託ノ動議ガ出テ居リマスガ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルコトニ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程第九ニ移リマス、議案ノ朗讀ヲ省略イタシマス

第九 明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法別表改正案 第一讀會

明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法別表改正案 第一讀會

兵庫縣	二	一人	新瀨縣	五	一人
神戸市	二	一人	新瀨市	一	一人
姫路市	一	一人	新瀨部	一	一人
淡路縣	一	一人	佐渡縣	一	一人
長崎縣	一	一人	熊本縣	一	一人
長崎市	一	一人	熊本市	一	一人
對馬	一	一人	天草	一	一人

(武市庫太君演壇ニ登ル)

○武市庫太君(百一十一番) 此議事日程第九ハ第八ト同ジク、明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選舉法別表改正ノ法律案デゴザイマス、此案ヲ提出シマシタ理由ハ、曩ニ丸山君ガ述べラレマシタト同様ニ過ギヌ譯デゴザイマス、サウシテ前案ト違ヒマスル所ノ重ナルモノハ、此兵庫縣ノ淡路ト熊本縣ノ天草トハ是ニ加ヘテ居リマス、其他多少相違ハゴザイマスルケレドモ、最モ多ク違ヒマスル所ハ是デゴザイマス、元來此七十三號ヲ以テ選舉法ノ改正ガゴザイマシタ精神ハ、選舉權ノ擴張ト、ソレカラ又職業ノ種類ニ依ッテ、代表者ヲ出サシムルト云フコトハ、最モ大ナル趣意ニナッテ居ルノデゴザイマス、所デ此案ニ列記シテアリマスル所ノ箇所ハ、皆内地ト離レマシテ、遠隔ノ場所モアリマス、人情風俗ヲ異ニシテ居ル所モアリ、又其業體ニ於テハ、多ク内地ト相違シテ居ルヤウナ有様デ、恰モ郡ノ真中ニ市ト云フモノガアッテ、市ヲ特ニ一選舉區ト看做シテ、商法ノモノヲ此中カラ出サシムルト同ジ

コトナノデアリマス、殊ニ此淡路トカ天草ト申シマスル所ハ、人口ヲ見マシテモ、孰モ二十万ニ近イ有様デゴザイマス、デ天草ノ如キハ十八万幾ラアル、又淡路杯ハ十九万幾許アルト云フ有様デ、サウシテ其地形人情風俗業務等ノ上カラ言ヒマスレバ、淡路杯ハ古來一國ヲ爲シテ居ル、サウシテ海中ニ孤立シテ居ル所デアリマス、サウシテ多クハ其漁民ガ其業ヲ營ンデ居ルト云フ有様デ、天草杯ハ一國ハ爲シマスレドモ、宛然一國ノ形勢ヲ爲シテ居ル、ソレデ古來ヨリ同シ熊本縣デモ、九州ノ地内ニ在リマシテモ、天草ノ如キハ特ニ風俗習慣ヲ異ニシテ居ル有様デアリマス、是等ニ向ッテ獨立ノ選舉ノ獨立ヲ許シマシテ、サウシテ其住居マス所ノ者ヲ出サシムルト云フコトハ、取モ直サズ選舉法改正ノ趣旨ニ副ヒマスルコトデアラウト考ヘル、即チ郡ノ中ノ市ヲ獨立ノ選舉區ト爲シタモノト、同ジヤウナコトニナルト思ヒマスノデゴザイマス、デ是ニ附キマシテハ、尙ホ詳細申述ベタイコトモアリマスケレドモ、要スルニ前案ト其理由ヲ一ニスル次第デアリマスカラ、定デ是モ亦前案通委員會ニ付託サレモノデゴザイマセウカラ、委員會ニ於テ提出ノ理由ハ詳ニ申述ベテ、御贊同ヲ願フ考デゴザイマス、一應……

○松岡長康君(百十八番) 唯今ノコトニ附キマシテ、私ハ意見ヲ述ベタイノデ

○議長(片岡健吉君) 質問デハアリマセヌカ

○松岡長康君(百十八番) 宜シウゴザイマス

○恆松隆慶君(二百二十四番) ドウカ前案ノ委員ニ付託ニナランコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ、前ノ委員ニ付託ノ動議ガ出マシタガ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第十、議案ノ朗讀ヲ省略イタシマス、提出者ノ説明ハアリマセヌカ——西原清東君

第十 存置ヲ要セサル國有林野ノ特賣ニ關スル法律 第一讀會

案(西原清東君外五名提出)

存置ヲ要セサル國有林野ニシテ町村若ハ公立小學校ヨリ其ノ基本財産トシテ出願スルトキ又ハ特別ノ緣故ニ依リ其ノ緣故者ヨリ出願スルトキハ調査價格ノ半額以上ヲ以テ之ヲ特賣スルコトヲ得

前項ニ依リ特賣ヲ受ケタル拂下代價ハ町村又ハ公立小學校ノ基本財産ニ限リ別ニ擔保ヲ供セス十箇年以内ノ年賦上納ヲ許可スルコトヲ得

附則 本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(西原清東君演壇ニ登ル)

○西原清東君(二百八番) 諸君、本案ハ林野法ノ第八條ニ依リマシテ、存置ヲ要セザル國有林野ヲ拂下タルニ當リマシテ、町村若クハ公立小學校ノ基本金又ハ緣故者ノ申請ニ依リ、拂下タル調査價格ノ半額、若クハソレ以上ニ拂下タルコトヲ得セシメマシテ、尙ホ代價ノ納入ニ附キマシテ、町村公立學校ニ對シマシテハ、十箇年以内ノ年賦拂入ヲ許スコトヲ得ルト云フヤウナ、便宜ヲ與ヘント欲スルノ特別法デアリマス、此提出ノ趣意ハ、要スルニ林野

法ノ精神ニ基キマシテ、法律ノ效用ヲ收メント欲スルニ外ナラヌデアリマス、少シク此林野法ノ出來マシタ當時ノ精神ニ附キマシテ、申シテ見タウゴザイマスガ、此林野法ハ御承知ノ通、明治三十二年ニ八十五號ノ法律デ出來テ居リマスルガ、即チ第十三議會ニ於キマシテ、諸君ノ協賛ニナタコトナノデゴザイマス、是ト共ニ彼ノ山林經營ノタメニ要シマスル所ノ、山林資金特別會計法ト云フモノト、彼ノ下戻ノ九十九號ノ法律ト、同時ニ提出ニナリマシテ、同一ノ委員ニ付託セラレマシテ、當時貴衆兩院ニ於キマシテモ、比較的大多數ノ贊同ヲ得マシテ、現行法ノ通發布ニナタタ案ナノデゴザイマス、此關聯致シマシタ三法案ノ精神ト云フモノハ、凡ソ二千二百萬圓程ノ山林資金ヲ、不要ノ山林ヲ賣拂フテ、其金ヲ特別會計ニ致シテ、山林ノ經營ヲサセルト、サウシテ又一面ニ地租改正ノ濟タ頃カラ、續々政府ヘ其誤謬ヲ、下戻ヲ請求シ、或ハ公有地杯ヲ、元ノ通り民有ニ下戻サレンコトヲ望ムト云フヤウナ、ヤカマシイ問題ヲ、議會ガ始リマシテ以來、年々請願杯ノ出デ居リマスル所ニ、此多クノ官有地ヲ町村ノ基本ニシタイト云フヤウナ數多ノ願望ガ、國有林ノ經營ト一致致シマシテ、此三法案ガ圓滿ニ通過ヲ致シタ次第デゴザイマシテ、人民ノ希望ノ側ヲ言ヒマスルト、第一ハ誤謬ノ訂正、即チ下戻、第二ハ緣故者ヘノ拂下デ、若クハ町村公有學校等ヘノ特別拂下デ、第三ハ社地ニ對スル國有林ノ保管、第四ハ町村ヘ對シマスル所ノ國有林ノ委託、第五ハ使用貸付、即チ牧畜開墾等ノタメニ契約ヲ結ンデ貸付ケル、或ハ之ヲ豫約開墾ト云フテモ宜シウゴザイマス、又第六ハ部分林ノ設定、即チ官有地ヲ約束ヲ結ンテ殖林ヲ致シテ、幾部分ノ利益ヲ官民分收ヲシヤウト、斯ウ云フウナ孰モ維新以前ノ舊慣杯ニ基ヅキマシテ、全國ノ多年ノ輿論ガ此三法案ニ纏マデ、二十二年七月以來實施ニナッテ居ルノデゴザイマス、然ルニ爾來凡ソ二年有餘ノ、實施ノ成績ニ鑑ミテ見マスルト、政府直營ノ山林事業ナルモノハ、多少進歩致シタ所モアリマセウカナレドモ、國民ノ豫期シテ居リマシタ所ノ、多クノ此希望ハ殆ド空望ニ歸シタガ如キ遺憾ガ、アルノデゴザイマス、試ニ申シマスレバ、下戻事件ノ如キモノハ、今日マデニ二萬有餘ノ件數ガ現マシテ、不許可ノ處分ニナリシモノハ六千有餘件デ、許可ニナリシ指令ハ僅ニ五十七件ト云フヤウナ狀態デ、甚ダ其審査ノ上ニ遺憾ナキ能ハズト云フ所カラ、是ハ松島君ガ心配ノ餘リ、此弊ヲ救ハウトテ既ニ當院ニ下戻法ノ施行法案ヲ、提出セラレタ所以デアラウト考ヘマス、又社寺ノ保管ノ如キモノ、是ハ誠ニ其實施困難、又實益ノナイ所ヨリ、先般出水瀨太郎君其他ノ諸君ヨリ、一ノ法案ヲ提出ニナッテ居リマス、甚ダ其實施ノ圓滑ナラザル遺憾トシタ所以デアラウト思ヒマス、其他町村ヘノ付託或ハ豫約開墾、部分林ノ設定ノ如キモノハ、法文アレドモ恐ラクハ實際ノ請願ヲ受入レテ、之ヲ許可スルト云フ實例ハ、未ダ始マッテ居ナイト思フノデゴザイマス、又緣故拂下、其トハ、誠ニ不經濟又其功ヲ奏シ難イモノデアルカラ、出來得ル限ハ、其天然のニ直接ニ關係ヲ有テ居ル所ノ附近ノ町村ニ、之ヲ付與シテ若クハ下渡シテ管理セシメヤウ、若クハ町村自治ノ基本ヲ確實ナラシムルガタメニ、基本財産トシテ之ヲ附與シヤウト云フヤウナ、寧ロ之ヲ整理スルト云フ必要カラヨリハ、受クル方ノ利益、即チ町村等ノ經濟上ノ利益ヲ目的トシテ出來テ居リマスル所ノ、此下戻ノ實蹟ト申スモノガ殆ド不結果デ、今日ニ至リマスルマデ

處分ニナリマシメ實例ヲ開キマスルト、僅ニ一萬六千町歩シカナイノデゴザ
イマス、諸君、不要存置ノ下戻ハ、今日マデノ政府ノ豫定スル所ハ、七十餘
萬町歩アリマス、之ヲ一箇年間ニ整理スル豫定デアリマシテ、一箇年七萬
町歩位ハ處分シテ往クベキ筈ナノデアリマス、二箇年以上ヲ經過致シ
マスル今日ニ、僅ニ一萬六千町歩シカ處分ガ終ツテ居ナイ、而シテ町村公立學
校等ハ拂下グタ部分ハ、其中ニ約一割ニ過ギナイデアリマス、何故ニ左様ナ
不成績デアルカト云フコトヲ考ヘテ見マスルト、町村若クハ學校若クハ縁故
者ニ對シマシテモ、一般ニ拂下グルト、代價ニ於テハ同一ノ規定デアリマス
故ニ、頗ル買受ケル側カラ云ヘバ、不經濟デアリマス、此山林資金ヲ定メマ
スルトキノ豫定額ハ、一段歩三圓即チ二千二百四十萬圓ノ金額ヲ目安トシテ、
案ガ出來テ居リマス、一段歩三圓デアツタ、然ルニ政府ガ之ヲ賣ラントシテ
著々調査ヲ致シテ、今日マデノ調査ノ出來テ賣リマシタ所ノモノハ、一段歩
十四圓ヲ相當ナリトシテ調査ヲシテ、而シテ實際賣リマシタ所ノ代價ハ、一
段歩十七圓餘ニ當ツテ居リマス、是ト豫定ノトキニハ三圓ト云フノヲ、成ル程
是ハ良イ所ノモノヲ先ニ賣リヨリマスカラ、幾分カ平均ノ論ニハ往キマセヌ
ケレドモガ、實際處分ヲ致シマスルノニ、十四圓ノ調査ヲ取ツテ、ソレヲ十七
圓ト云フ代價ニ賣ツテ居ルト云フ譯デ、政府ノ收入ノ側ニテハ頗ル可ナリト
雖モ、此買取リマシテ基本財産ニシヤウト望ミマスル所ノ、町村及學校ノ經
濟ノ上カラ云フト、到底引合ヒニナラヌト云フノ狀態ニナリマシテ、望ム所
ノ人ガ少ナイト云フ譯デゴザイマセウ、故ニ尙ホ又縁故者ノ如キモノハ、官
有ニナリマス以前ノ慣例ヲ調ベテ見マスレバ、此山林ニ依リマシテ生業ヲ
ナシ、或ハ之ヲ管理シ之ヲ賣付ケ、其他彼ノ勅令ニ規定致シマシタ通りノ
數多ノ事情關係アル其者ハ賣ルノデゴザイマスル、ソレヲ他ヘ賣ルモノ
ト同様に代價ニテ、賣下グンタルノデゴザイマスル、特賣即チ隨意契約
デ公ノ入札ニナラヌト云フダケノ違ヒテ、其代價ナルモノハ殆ド同一デアリ
マスルカラ、甚ダ其法律ノ效用ト云フモノガ、買取ル者ノためニ利益デアリ
ノデゴザイマス、元ト森林資金ノ特別會計ヲ協賛スルト云フトキノ精神ハ、
此多クノ不要存置林ガ、町村若クハ學校若クハ縁故者ニ、是ガ成ルベク有益
ニ拂渡サル、ト云フノ希望ガ相違ツテ、協賛ニナツテ居ル精神ナノデゴザイマ
スカラ、茲ニ特別ノ法律ヲ規定致シマシテ、行政上成ルベク拂受ケル者ニ便
利ヲ得セシメマシテ、林野法協賛ノトキノ精神ヲ完フウシ、サウシテ一ニハ
町村學校等ノ基本金ヲ、豐富ナラシメント致スノデゴザイマスル、ドウカ諸
君ニ於ケレマシテモ、十分ニ御調査ノ上デ、御協賛アラント願ヒマス

○贊成々々ト呼フ者アリ
○恆松隆慶君(二百二十四番) ドウカ議長指名委員ニ願ヒマス
○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ動議ガ出マシタガ、九名ノ特別委員ニ議長
ガ指名致シマシテ、御異議ハアリマセヌカ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ十一ニ移
リマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、菅野善右衛門君
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ十一ニ移
リマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、菅野善右衛門君
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ十一ニ移
リマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、菅野善右衛門君

第四十九條ノ一 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送スヘシ
國務大臣ハ質問主意書ヲ受領シタル次ノ會議日議院ニ出席シテ之ニ答辯
スヘシ若當日出席スル能ハサルトキハ答辯スヘキ時日ヲ指定シ之ヲ議院
ニ通報スヘシ
第四十九條ノ二 國務大臣自ラ出席シテ答辯スル能ハサルトキハ其ノ理由
ヲ示明シ文書ヲ以テ答辯スルコトヲ得
第四十九條ノ三 前條ノ場合ニ於テ國務大臣ノ答辯要領ヲ得サルトキハ議
員ハ國務大臣ノ出席說明ヲ請求スルコトヲ得
國務大臣ハ前項ノ請求ヲ受領シタル次ノ會議日議院ニ出席シテ之ヲ說明
スヘシ若當日出席スル能ハサルトキハ出席スヘキ時日ヲ指定シ之ヲ議院
ニ通報スヘシ

(菅野善右衛門君演壇ニ登ル)

○菅野善右衛門君(三十番) 諸君、本案提出ノ理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、按ズ
ルニ議院法ノ四十九條ヲ繕イテ見マスルト、其中ニ「國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲
シ又ハ答辯スヘキ時日ヲ定メ」トアルデゴザイマス、然ルニ明治二十二年以來、
茲ニ國會ヲ開カレルトコト十六回、質問ヲ出スコト殆ド四百件デゴザイマス、
其中ニ就イテ答辯ヲ爲サナイノガ百件モアラウト思フ、又國務大臣ハ直チニ
議場ニ臨ンデ、詳シク述べタコト八十餘件デアアル、其他ハ悉ク簡單ナル要領ヲ
得ナイ所ノ答辯書ヲ出シテ居ルノデゴザイマス、而シテ其答辯書ハ、時ニ或ハ
閉會ノ日或ハ閉會ノ間際ニ、一向要領ヲ得ナイ所ノ答辯書ヲ出シマシタル
レテ居ルノデゴザイマス、ソレデ議員ガ政府ニ向ツテ質問書ヲ出シマシタル
ハ、徒ニ出スノデハナイ、所謂立法ノ作用ヲ完全ナラシムルトカ、若クハ法
律施行ノ如何ヲ監視シテ以テ、憲政ノ美ヲ濟サシメントスルノ外、如何ニシ
テモ國家ノ害毒ヲ除イテ、國民ノ幸福ヲ維持増進セントスルノ熱心ヨリ爲ス
ノデアリマス、然ルニ議院法ニハ國務大臣ハ答辯スベキ時日ヲ定メトアリマ
ス、國務大臣ハ如何ヤウニ此法文ヲ解釋シテ居ルデゴザイマス、吾々ノ解
釋スル所ヲ以テ見マスルト、質問書ヲシテ議長ヨリ政府ニ傳送致シマスルト
同時ニ、國務大臣ハ此質問ニ對シテ、幾日ニ答ヘルト報告スルト云フノ法文
デアルト、解釋シテ居リマス、然ルニ曾テ期日ヲ定メテ報告シタコトノナイ
ト云フノハ、私ノ考フル所ヲ以テスルト、國務大臣ハ法律ヲ守ツテ居ラヌト思
フノデゴザイマス、若シ此法文ヲシテ期日ヲ定メトアルノハ、國務大臣ノ胸
中ニテ定メテ置イテ、隨意ニ變更シ得ベキ法文デハナイト思フノデゴザイマ
ス、此「定メ」ト云フコトニ、定テ必ズ議院ニ報道爲セト云フノ法文ト、私
ハ解釋スルノデゴザイマス、諸君ハ如何解釋サレルカ知レマセヌガ、私ハ左
様ニ解釋シテ居ルノデゴザイマス、然ルニ既往十五、六回ノ帝國議會ニ對シ
テ、一向期日ヲ定メテ報道シタコトノナイト云フコトハ、憶フニ國務大臣ガ
法律ヲ無視シ、法律ニ違反シテ居ルト私ハ思フノデゴザイマス、而シテ質問
ニ對スル答辯ノ中ニハ、一向要領ヲ得ザルノミナラズ、甚シキニ至ツテハ、富士
ノ山高イデナイカト問ヘバ、近江ノ湖水ヨリ低イト云フヤウナ答辯シテ
責任ヲ免レテ居ルノデゴザイマス、如何ニ吾々ガ法律ヲ運用ノ如何トカ、或
ハ法律制定ノためニ質問シマシテモ、斯様ナ答辯ヲサレテ見ルト、何分如何
ヤウニモ爲シヤウノナイノデゴザイマス、曾テ諸君モ御承知ノ通、昨年ノ十

第十一 議院法中改正法律案(菅野善右衛門君提出) 第一讀會
第四十九條ヲ左ノ如ク改ム

○恆松隆慶君(二百一十四番) 是モ委員ニ付託シテ、十分ニ取調べルヤウ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第十二ニ移リマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

斗南藩士家族祿處分法案

第二條 第一條ノ給與ヲ受ムトスル者ハ藩籍又ハ戶籍ノ證明ヲ得テ本法施行ノ日ヨリ一箇年內ニ大藏大臣ニ出願スヘシ

○關信之介君(百九十九番) 議長

○議長(片岡健吉君) 關信之介君

〔關信之介君演壇二登凡〕

○關信之介君(百九十九番) 諸君、私ハ斗南藩士族家祿處分法案ノ提出者ノ一人デゴザイマスカラ、此提出ノ理由ヲ簡短ニ述ベル次第デゴザイマス、本院大案ハ諸君モ御承知ノ如ク、第十三議會ニモ本院へ提出致シマシテ、

官帳號外
明治三十五年二月二日

衆議院議事速記錄第十一號

斗南潘士族家祿處分法案 第一讀會

○工藤行幹君(百三十六番) 私ハ委員諸君ニ希望ヲ述ベマスガ、先刻提出者カラ言レル通、何度出シテモ政府ノ答辯ハ家祿ト見ナイト云フコトデアル

ガ、筆刀ノ俗吏ノ云フコトハ分ラヌ、此斗南藩ハ堂々タル帝國ノ中ニ於テ、
是ニ限ツテ祿ノナイト云フコトハ奇怪ノコトデアアル、隨分戊辰ノ際ニ錦旗ニ
抗シタハ、甚ダ恐入ッタコトデアアルガ、錦旗ニ抗シタ者デ又祿ヲ貰フ者モ往
往アル、然ルニモ拘ラズ此會津ノ士族ヲ憎ムコト蛇蝎ノ如クスルノハ、如何
ニモ 陛下ノ一視同仁ノ思召ニモ背クモノデアアルト思ヒマス、故ニドウカ此
委員ニナル諸君ハ、唯此計算ヲ取ツテ居タリ、或ハ區々タル者ノ答辯ヲ聞ク
コトハ止メテ、總理大臣ナリ大藏大臣ナリノ出席ヲ請ウテ、十分ニ御質問ニ
ナツテ、吾々ニ詳シイ御報告アラシコトヲ、偏ニ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ヨリ委員付託ノ動議ガ出マシタガ、九名ノ
委員ヲ議長ガ指名シテ、御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第十三 町村制中改正法律案(丸山嵯峨一郎君外三 第一讀會)

町村制中左ノ通改正ス
第四條末項ヲ削ル
第五條ニ左ノ一項ヲ加フ
町村ノ廢置分合ニ關スル內務大臣ノ許可ノ處分ニ對シテ不服アル町村若
クハ其大字ハ直接ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(望月圭介君演壇ニ登ル)

○望月圭介君(百九十四番) 本案提出ノ理由ヲ、極メテ簡單ニ申上ゲマス、
町村制中第四條末項ヲ削除スルノ理由ハ、要スルニ斯ノ如キ條項ヲ、存置シ
テ置ク必要ガナイト云フノデアリマス、町村制制定ノ當時ハ、町村ノ發達ガ
極メテ幼稚デアッタガ故ニ、保護スルノ精神カラ町村有財產ノ處分等ニ附イテ
ハ、縣參事會ノ決議ニ委任シタ次第デアッタガ、現今ニ至リマシテハ最早縣參
事會ノ智識ヲ藉リルノ必要ナキノミナラズ、事實ニ於テ町村ノ事情ニ疎キ縣
參事會等ノ決議ハ、却テ町村自治ノ大義ニ背戾スルコト多キヲ以テ、其存置
ノ必要ハナキノミナラズ、寧ロ有害無益デアルト信ズルガ故ニ、此町村制ノ
第四條ノ末項ヲ削除シタイト云フノデアリマス、而シテ第五條ニ第二項ヲ加
フルト云フコトノ理由ハ、結局事實上ノ弊害ヲ矯正スルノ趣旨デアッタ、町村
ノ廢置分合ノ處分ト云フモノハ、極メテ重大ナル行政處分デアリマス、第四
條第三項ニ規定セル場合ヲ除クノ外ハ、濫リニ之ニ對シテ強制執行ヲ爲スベ
キモノデアナイ、然レドモ地方ノ行政ヲ取調ベテ見マスルニ、往々ニシテ右規
定ヲ越エ、町村ノ廢置分合ト云フモノヲ強制シ、町村人民ヲ激昂セシメテ、
徒ニ紛擾ヲ醸スト云フコトノ例ハ、往々アルノデゴザイマス、故ニ之ガ處分
ノ當否ト云フモノヲ判定スルガタメニ、行政裁判所ニ出訴スルノ權能ヲ得セ
シメ、即チ其途ヲ開イテ置キタイト云フノデアリマス、町村自治ノ主義カラ
シテ、議論シテ見マシテモ、此權利ヲ保護スルコト云フコトハ、最モ必要ダラ
ウト考ヘマス、近キ例ヲ御話申セバ、昨年新潟縣ニ於テ大分合ヲヤッタ場合
ニ、其陳情ノタメ、運動ノタメ、將々激昂ノ餘リ新潟市ヘ人民ガ押寄せタト
云フコトハ、非常ナモノデアッタ、有名ナ一府十縣ノ共進會ノ人出ヨリモ、多

カッタト云フヤウナ次第デアアル、是ハ畢竟スル所、現行ノ法デハ行政裁判ニ
マデ持出シテ、其黑白ヲ爭ハシムルト云フ途ガ開イテナイカラ、斯ル騷動ガ
起ル、現時ニ於テ最モ必要デアアルト云フコトヲ認メマスカラシテ、審議御調
査ノ上、可決アラシコトヲ希望シマス

○議長(片岡健吉君) 委員ノ動議ガ出マシタガ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指
名シテ、御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第十四 電害地租特別處分法案(新井章吾君外二 第一讀會)

第一條 本法ハ明治三十四年中電害ニ因リテ收穫皆無ト爲リタル土地ニ適
用ス
第二條 前條ニ該當スル土地ノ地租及地租延納年賦金ハ明治三十四年分ニ
限リ之ヲ免除ス
第三條 本法ニ依リ電害調査中ハ其ノ地租徵收ヲ猶豫ス
第四條 本法ニ依リ地租ヲ免除セルハ其ノ土地ニ付テハ既ニ徵收シタル地
租金ハ之ヲ還付ス
第五條 本法ノ施行ニ關シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス
第六條 本法ノ施行ニ處分ヲ受ケムトスル者ハ本法施行後三十日以内ニ申出
ヘシ若クハ此ノ期限內ニ申出サル者ハ本法ノ處分ヲ受ケルコトヲ得ス

附則

○新井章吾君(二百二十四番) 至テ簡短デゴザイマスカラ、提出ノ理由ヲ此
席カラ述べマス、即チ此電害地租特別處分法案ナルモノハ、既ニ本院ニ於
テ通過致シタル、彼ノ蟲害地租特別處分法案ト、同様ナモノデゴザイマシテ、
別段詳シク理由ヲ申述セル必要モナイト思ヒマス、而シテ此提出致シマシタ
ト云フモノハ、理由書ニモアリマス通、昨年栃木縣ニ起リマシタル所ノ、此電
害ノタメニ之ヲ救済スルノ法律ガゴザイマセヌガ故ニ、特ニ法律ヲ拵ヘテ之
ガ救済ノ途ヲ圖ラントスルガタメニ、提出シタノデゴザイマスカラ、何卒委
員付託ニセラレテ、御審査ノ上、ドウカ御賛成アラシコトヲ、希望致シマ
ス

○恆松隆慶君(二百二十四番) 委員付託、贊成
○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ動議ガ出マシタガ、九名ノ特別委員ヲ議長
ガ指名シテ、御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第十五京
都府下國界並郡界變更法律案、第一讀ノ續、委員長ノ報告

第十五 (京都府下國界並郡界變更法律案 第一讀會ノ續(委員長
野尻岩次郎君外二名提出))

○石原半右衛門君演壇ニ登ル

京都府國界並郡界變更法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報告シマス、此法律ハ丹波國與謝郡雲原村ヲ、丹波國天田郡へ編入スルト云フノ案デゴザイマス、此理由ハ此法案ノ理由書ニ稍盡シテ居ルヤウニ思ヒマスガ、少シ御話シテ置キマス、此雲原村ハ深キ山ノ奥ノ溪間ニ在ル所ノ村デゴザイマシテ、其溪間ニ一ノ耕地ト人家ガアツテ、其耕地ノ中ヲ此丹波丹後ノ國界ガ横斷シテ居ル譯デ、其北ノ方ハ此雲原村デゴザイマシテ、南ノ方ガ天田郡金山村ト申ス所ニナツテ居ル、サウシテ此雲原村カラ北ニ當リマシテ、與謝峠ト云フ大ナル山脈ガアル、此丹波ノ方カラ獨リ此雲原村ダケガ、與謝峠ト云フモノヲ越エテ、サウシテ丹波ノ方ヘ突出シテ居ルト云フヤウナ所デアツテ、一見シテハ丹波ノ方ヘ變更スベキモノト云フコトハ、明ナ所デアアル、サウシテ此雲原村ハ丹波ノ地方ニハ、一向交通モ其山ノタメニ少クシテ、殊ニ與謝郡ノ與謝郡役所ノ所在地、宮津マデ參リマスルニハ、七里餘アル、之ニ反シテ丹波ノ天田郡ノ郡役所ノアル福知山マデハ、四里餘リデアツテ、流域ニ從テ參リマスレバ、極ク通路モ樂デアアル、又所ノ生産物ヲ販賣シマスルニモ、交際ヲ致シマスルニモ、皆丹波ノ方ヘ向ッテ致シテ居ルト云フヤウナ譯デ、是ハ丹波ニ屬スル方ガ適當ノコト、思ヒマス、ソレ等ノコトモ提出者カラ、段々説明モゴザイマスルシ、政府委員ノ方ノ意見ヲ質シマシトモ、政府委員ノ申シマスル所ハ、別ニ其村カラシテ地方官ヲ經テ、政府ノ方ヘ差出シテ居ル請願書ガアル、其請願書ヲ見レバ、此郡界ヲ變更シテ、サウシテ其鄰近シテ居ル金山村ト、合併シタイト云フ意味ガ含マレテ居ルカラシテ、然ルニ政府ノ方デハ此村ノ合併ト云フコトニ附イテハ、未ダ調査ヲ遂ゲズ居ル、併ナガラ本案ノ如キ地理上ノ關係ヨリシテ、郡ノ變更ヲスルト云フコトニ於テ、政府ニ於テハ反對ハナイト云フコトデアアル、ソコデ委員會デハ段々審議討論ヲ致シテ結果、全會一致ヲ以テ、此原案ノ通可決致シタ譯デゴザイマス、ソレ故諸君ニ於キマシテハ、斯ウ云フ簡單ナ法律案デゴザイマスカラ、讀會ヲ廢シテ即決アラントヲ、希望致シマス

○恆松隆慶君(二百二十四番)

此問題ハ隨分重大ナ問題デハゴザイマスガ、併ナガラ事實問題デ、京都府ノ議員其他ニ於テ故障ガナク、斯ウナッタノデスカラ、讀會省略デ確定ニナツテ宜カラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議アリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略スルコトニ致シマス、直チニ議事ヲ開キマス

○議長(片岡健吉君) 直チニドウゾ、委員長ノ報告通デ宜イ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ委員長ノ報告通原案ニ御異議ハアリマセヌカ

京都府下國界並郡界變更法律案

確定議

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通決シマス、次ハ議事日程ノ第十六市町村會議員及市參事會員ニ關スル法律案、第二讀會、全部ヲ議題ニ供シマス、鈴木總兵衛君

第十六 市町村會議員及市參事會員ニ關スル法律案 第二讀會

○鈴木總兵衛君演壇ニ登ル

諸君、本案ニ附キマシテ、私ハ一ノ修正意見ガアリマス、此際ニ修正說ヲ提出致シマス、其修正說ハ大體ノ事柄ヲ極ク簡單ニシテ、唯「市町村ノ爲メ受負ヲ爲スモノ」又ハ「市町村ノ爲メ受負ヲ爲スモノ」役員ハ其市町村會議員又ハ名譽職市參事會員タルコトヲ得ズ此ノ如キノ案ニ致シタイト云フノ趣意デアリマス、此理由タルヤ、此提出者ハ銀行ノ金銭出納ヲ取扱フ、即チ市町村ノ公金ヲ扱フ所ノ銀行ハ、其市町村ノ議員若クハ市參事會員等ト相共ニ、兼ネテ居テハ宜クナイト云フヤウナ意デアリマス、併ナガラ是ハ甚ダ其理由ハ乏シイト思ヒマス、又請負業者ト云フコトニ附イテ、此ノ如キ規程ヲ設ケタイト云フ趣意ハ、是ハ提出者ト自分モ殆ド同感ノ次第デアリマシテ、先ヅ衆議院ノ選舉法ニモ其規定ガアリマス、又縣制ノ上ニ於テモ其邊ノコトガアリマス、是等ハ對照シテ見ル所デハ、必要デアルト思ヒマス、併ナガラ金銭出納ノコトニ至リマシテハ、提出者ハ東京ニ於テ云々ト云フヤウナ意思或ハ說モアリマシタガ、本員ハ決シテ認メナイ、又他ノ全國到ル所ノ市町村ニ至ッテハ、却テ此方ガ便益デアアル、尤モ此市町村ノ公金ヲ取扱フ銀行ト云フモノハ、到處ニ於テ其地方ノ、最モ信用アル所ノ銀行ニ命ズルト云フノガ、一般ノコトデアアル、其銀行ノ役員タル者ハ、其土地ニ於テ財產アリ又名望アル者ヲ選ンデ、役員ニシテアルノデアアル、其等ヲシテ市町村ノ行政ノ域ヲ離レシムルト云フコトハ、抑、自治體ノ本旨デアラマイト思フ、又此役員ト云フモノニ附キマシテモ、先日私が質問ヲ發シタトキニ、提出者ヨリハ監査役ハ含マヌ意デアルト云フ、答辯ガアリマシタガ、ソレハ抑、間違ッタコト、思フ、監査役ハ私ハ含有スベキモノト信ジテ居リマス、私が提出スル此役員ト云フ意味ニハ、確ニ監査役ハ含有スルノ精神デアリマス、又此委員會ニ於テ市町村ハ現金ノ出納及保管ノタメ、内務大臣ノ定ムル所ニ依リ云々ト云フ條項ガアリマシタガ、是ハ畢竟此金銭出納ノ取扱ヲ爲ス者、及右ノ法人ノ役員ハ、此資格ニ制定ヲ設ケルト云フ上ニ附イテ、政府委員ガ此ノ如クセネバ、權衡ヲ得ヌトカ云フ所カラ設ケラレタコトニ聞キマシタガ、是ハ私が今提出スル修正說ニシマスレバ、之ヲ插入スルノ必要ハアリマセヌ、因テ是ハ無論削除スルコト云フノ說デアリマス、又此田口君ノ趣意ニ依ッテ、此案ガ通過スルト云フコトニナリマスレバ、延テ各府縣ニ於ケル所ノ金庫ヲ取扱フ、即チ各府縣ノ農行銀行ノ役員モ、同ジク例ニ依ッテ、府縣會議員タルコトヲ得ヌト云フヤウナ傾向ヲ生ズルダラウト、甚ダ憂苦ニ堪ヘヌノデアリマス、抑、自治體ノ精神ハ、各府縣トモ違テ、益、地方ノ名望家及信用アル人ヲ集メテ、自治ノ行政ノ局ニ當ラシメルト云フコトハ、大體ノ法ノ精神デアアルノニ、之ニ背ク所ノ田口君ノ提出案ハ、甚ダ其當ヲ得ヌデアリマスカラ、唯今自分ガ述べルガ如キ說ニ、諸君ハ宜シク御賛成アラント云フ、切ニ希望致シマス

○田口卯吉君(二百五十七番)

鈴木君ニ質問致シマスルガ、鈴木君ノ御修正說ハ、詰リ銀行公金取扱ノ銀行員ハ、市會議員ニナツテモ宜シ、市參事會員

ニナツテモ宜シト云フ御意見ト思ヒマスルガ、本員等ハ實ニ東京市ノ現況ニ於テ、其不都合ヲ認メテ居ルデ、然ルニナセ（東京バカリヲ見テハ往カヌト呼フ者アリ）各府縣ニモ其弊ガアルト認メテ居リマス、然ルニ其弊ガナシト云フノハ、ドウ云フ譯デゴザイマス（ナイ）ト呼フ者アリ）

○鈴木總兵衛君（百八十六番） 御答致シマス、決シテ弊アルコトヲ聞キマセヌ、或ハ名望家ガ集ッテ居ル、是マデノ役員ヲバ市會或ハ市參事會ノ上カラ斥ケタナラバ、却テドシナ弊ガ生ズルカ、恐ラクハ田口君ノ憂ヘナサル所ヨリ、モツト増スカモ知レマセヌ（拍手スル者アリ）

○島田三郎君（三十七番） 質問ガアリマス、若シ鈴木君ノ説デアラナラバ、本員ハ斯ウ理會致シマスルガ、請負業者ノ如キモノハ、兼ネルコトハ出來ヌト云フコトデアラナラバ、同シ道理ヲ以テ銀行者モ兼ネルノハ宜クナイト、本員ハ理解シテ居ルノデ、ソレデ質問致シマスルガ、何故ナレバ信用アル者ナラバ、請負ヲサシタ所ガ失張良キ建築モスルデアラウ、其キ土木モスルデアラウト思フ、ソレヲ監督スル者ガ兼ネテ居ルト云フコトニナリマスルト、被監督者ト監督者ト一ツニナルカラ、困ルト云フ精神デ兼ネルコトヲ禁ジタト思フ、ソレナラバ、物品デ利益關係ノアルモノモ、金錢ヲ以テ關係ノアル者ト同シク、監督者ト被監督者ハ一ツニナルノハ困ルト云フ、實イタ精神デナケレバ困ルト思フ、若シ鈴木君ノ説ノ如クデアラナラバ、全案廢棄説モ吾等ハ成立ツモノデアラウト思フ、一ハ自身ニ關係ガナイカラ之ヲ除イテモ宜シ、一ハ自身ニ關係ガアルカラ、金錢ノ關係ノモノハ除イテハ困ルト云フガ如キコトデ、全國ノ法律ヲ讀セラレルハ、甚ダ本員ノ理解シ難イコトデア

ル、其ニツノ聞分ケテ明瞭ニ御話アラント望ム、是ガ質問デゴザイマス

○鈴木總兵衛君（百八十六番） 唯今島田君ノ質問ハ意外ニ思フ、金錢ヲ取扱フコト、今日受負事業ヲ爲スノトハ、大ナル間違ガアル——間違ガアル、ソレヲ同一ニ見ラル、コトハ、島田君ノ博學者ニモ似合ハヌト思フ、敢テ答辯ヲ要シマセヌ

○島田三郎君（三十七番） モウ一ツ質問ガアリマス——鈴木君、席デ御答ヘ下サルカ、ドチラデモ宜シウゴザイマス（無用々々）ト呼フ者アリ）本員ノ質問ハ、監督者ト被監督者ト一ツニナルノガ、情實ノ府デアルト云フ精神デア

ルガ、監督者ト被監督者ト一ツニナルレバ、請負ヲ爲ス者モ、監督ガ緩マレル弊ヲ受ケルシ、金錢ヲ取扱フ者モ怪シカラナ情實ノ起ルト云フノハ、即チ田口君ノ出サレタ本案ノ精神デア

ル、其關係ノアル者ト關係ノ無イ者、即チ利己ノ精神ヲ以テ公ノ利益ヲ混同シテ、成文ニ掲ゲラレタト云フコトハ、本員尙ホ詳細ノ説明ヲ承ラナケレバ、理解シ兼ネルノデア

ル、此點ヲ質問スルノデア

○鈴木總兵衛君（百八十六番） 島田君ニハ曩ニ私ガ御答シタ通デス、其邊ノコトハ受負事業ト金錢ノ出納トハ、マルデ別種ノモノデア

ル、決シテ混ズベキモノデハナイ

（討論終結）採決ト呼フ者アリ）

○田口卯吉君（二百五十七番） 滿場ノ諸君、本員ガ市町村制ニ附キマシテ、今日種々弊害ガ各地ニ起ッテ居リマスコトハ認メマスルシ、取別ケ東京市ニ於キマシテハ、諸君ノ御承知ノ如ク、收賄事件ノ如キコトガアリ、特ニ東京市ノ體面ヲ潰スノミナラズ、國家ノ體面ヲ潰ス程ノ事件ガ起ッテ居ルコトハ、諸君ノ御承知ノ通デゴザイマス、此點ニ附キマシテ、其弊害ノ原因ヲ搜ッテ見マスレバ、全ク市町村制ニ於キマシテ、此公金取扱ノコトヲ見通シテ居リマスル所カラ、起ッタモノト認メマス、デ唯今鈴木君ハ、之ニ對シテ單ニ請負ヲ爲ス者ハ、市會議員——市町村會議員並ニ市參事會員ニナルコトヲ許サヌダケノ制限ニシテ、公金取扱ノ銀行員等ハ、市町村會議員並ニ市參事會員ニナルコトヲモ許スト云フ、修正説ヲ出サレマシタガ、本員等ガ見マスル所ニ於キマシテハ、請負事業杯ト云フモノハ、誠ニ簡單ナルモノデ、決シテ此公金取扱杯ト同シシ看做スベキ程ノ、値打ノナイモノト思ヒマス、眞ノ弊害ト云フモノハ、公金取扱ニアルノデゴザイマス、誠ニ請負ニ附イテ言ヒマスレバ、例ヘバ橋梁ヲ修繕スルトカ、或ハ道路ヲ修繕スルト云フ一時ノコトデ、其金額モ僅々デア

トノ利益ガ、東京市腐敗ノ大原因デア、今鈴木君ノ斯ノ如キ農工銀行ノ頭
取取締役ノ如キハ、地方ノ紳士デア、成ル程紳士カモ知レヌ、併ナガラ我
慾ナル紳士ト私ハ認メナケレバナラヌ、鈴木君ハ名古屋市ニ於テハ斯ノ如キ
コトハナイト言ハル、私ハ鈴木君ハ成ル程斯ノ如キ惡ルイコトヲ防ガント
メニ、自ラ名古屋市ノ金ヲ預テ御居デ、アラウト信ズルノデス、而シテ序
ニ名古屋市ノ市制ノ其カラシメニ、自分モ市會議員ニナツテ居ラル、
ノデアアラウト思フノデス、併ナガラ其御考ハ誠ニ惡ルイノデア、幾ラノ利
子デ以テ公金ヲ振ツテ居ラレカ、總令名古屋市ノタメニ餘程利息ヲ拂ツテ、
大ナル利益ヲ名古屋市ニ與ヘル御考デアアラウトモ、自分ガ市會議員ト其公金
取扱ノ銀行トヲ兼ネテ居ラル、ナラバ、鈴木君ノ名望ハ他日必ズ墜チルニ相
違ナイ、必ズ弊害ガ起ルニ相違ナイ、私ハ勸告スル、斯ノ如キ瓜田ニ履ヲ入
ル、ヤウナコトハ、總令宜キ考ヲ持ツタニシタ所ガ、是ハ腐敗ノ端ヲ啓クノ
デ、鈴木君ニシテ可ナリ、外ノ人ガヤッタ必ズ惡ルイニ違ナイ、全國市
町村ノ腐敗ハ皆是デゴザイマス、ソレデ全國ニ於キマシテハ、隨分此事ガ響
クカモ知レヌ、東京市ニ於テモ大ニ響キマス、併ナガラ此響キハ特ニ政友會
ニ向ツテ、響カセルト云フ意味デハナイノデス、此法律案ヲ拵ヘマスル日ニ
ハ吾ミト共ニ東京市ニ於テ働イテ居ル公民會員中ニモ、議員ノ資格ヲ失フ
者ガ實ニ多イノデゴザイマス、併ナガラ是ハ制度上カラ考ヘテ見テドウデア
ルカ、請負人所デハナイ、此公金取扱ト云フモノハ、請負ヨリハモット有害
デアルト云フコトデ信ジマスル以上ハ、自分ノ朋友ニ害ガアラウトモ、敵ニ
害ガアラウトモ、サウ云フコトヲ私共眼中ニ置イテ、此案ヲ出シタノデハナ
イノデス、日本國ノ此地方制度ヲ實ニ完全ナラシメントスレバ、此案ハドウ
シテモ行ハナケレバナラヌト信ジマス（質問ガアリマス）ト呼フ者アリ）イ
エ、マダデス——而シテ市町村制ニ於キマシテモ、此事ハ十分ニ設備シ
アルノデアリナガラ、今日ハソレヲ害用シテアルト信ジテ居リマス、諸君モ
御承知ノ通、市町村制ニ於キマシテハ、收入役ト云フモノハ市會議員ニハナ
レズ、町村會議員ニモナレズ、況シテ市參事會員ニハナレヌ、又市長トカ其
他助役等ヲ兼ネルコトガ出來ヌト云フコトハ、市町村制ノ精神デア、サレ
バ收入役ニナル者スラ、市會議員ニモナレヌ、町村會議員ニモナレヌ位ナモ
ノガ、收入役カラ又他ノ下級行員ニナツタリ、市參事會員ニナツタリ、市會
議員ニナツタリスルノハ、ドウ云フ譯デアリマス、收入役ガ參ツテ誰某ニ命
ジテ此金ヲ預ケル、此收入役ノ支配ヲ受ケル監督ヲ受ケル人ナンドス、此銀
行員ナルモノハ、收入役ニ其位ニ命令セラル、モノガ、ドウシテ市會議員ニ
ナレベキモノデゴザイマセウカ、然レニデス、今日ノ東京市ノ如キ、又名古
屋市ノ如キモサウデゴザイマセウカ、收入役ハ參事會ガ命デ、市會ガ任命
スル、市會議員トシテ鈴木君ハ必ズ收入役ノ命ジテ居ルニ違ナイ、銀行員ト
シテハ收入役ノ所ニ往ツテ、頭下デナケレバナラヌ、ドウデゴザイマス、
斯ウ云フコトハアルベキ筈ガナイノデア、然レニ此公金取扱ノコトヲ、市
町村制ニ於テ認メナイデ、單ニ收入役ニ於テ、斯ノ如キ制限ヲ設ケマシタカ
ラ、其法律ノ缺點ニ乘ジテ、今日ノ如ク種々ノ不都合ヲ起シタコト、信ジマ
ス、デ本員ガ此案ヲ提出致シマシテ、委員會ニ於キマシテ行レマシタ修正案ト
云フモノハ、本員ノ精神ヲ一層確メ、一層實行セシムルニ便利ナル文字デゴ
ザイマスカラ、本員ハ全ク此意見ニ賛成ヲ表シマシテ、滿場ノ諸君ニ御賛成

ヲ請フニ至リマシタ譯デゴザイマスルノニ、唯今意外ニモ鈴木君ノ如ク、自
分ノ市モ愛セラレ、殊ニ國家モ愛セラレル御方ガ、之ニ向ツテ公金取扱ノ者
ダケハ、先ツ許シテ置クト云フヤウナ修正案ヲ出サレルト云フコトハ、實ニ
意外デゴザイマシテ、本員ハ飽マデ此委員會ノ修正說ノ通過センコトヲ、諸
君ニ向ツテ希望致シマス

○龍野周一郎君(百四十番) 私ハ田口君ノ御熱心ニハ實ニ感服致シマスガ、
一二ノ疑點ヲ擧ゲテ、田口君ニ質問シタイト思フ、田口君ハ此地方自治ノ制
度ガ、健全ニ發達スルコトニ附イテ、種々御研究ノ上ニ、此熱心ナル御議論
ノアツタコトハ、吾ミガ諒シマスガ、併シ此公金ト云フモノハ、市町村ノ公
金ガ多イカ、府縣ノ公金ガ多イカト云ヘバ、私ノ言フマデモナク、府縣ノ公
金ガ多イノデアリマス、處デ今日府縣ニ於キマシテハ、多クハ此農工銀行若
クハ信用アル商業銀行ニ、府縣ノ公金ヲ取扱ハセテ居ル、而シテ其農工銀行、
商業銀行ノ役員等ガ、縣會議員ト爲リ、若クハ各府縣ノ狀態デア、田口君ニシテ若シ市町
村ノコトニ附イテ、ソレ程御熱心ニ御論ジニナリマスルナラバ、何故ニ權衡
ヲ得ルヤウニ、其精神ノ一貫スルヤウニ、府縣會ノ方ノ改正案ヲ一緒ニ御出
シニナラナイノデアルカ（權衡ガ違フト呼フ者アリ）之ヲ即チ田口君ガ府縣
會ノ方ノ弊モ防グト云フ御考ガアツテ、一貫シタル精神ヲ以テ御出シニナルナ
ラバ、卒ザ知ラズ、唯市町村ノ方バカリヲ御熱心ニ御論ジニナリ、殊ニ田口
君ガ御論ジニナリマスルノハ、東京市ダケノコトデアツテ、全國各地ノ狀態
ト云フコトハ、餘リ御承知ナイヤウニ考ヘマスカラ、田口君ハ即チ此案ガ通
過スレバ、府縣會ノ方ニ於テモサウ云フ弊ヲ防グト云フ名案ヲ、御持チデア
リマスガ、若シ御持チニナリマスレバ、茲ニ本員ハ拜承致シタイト考ヘマス

○田口卯吉君(二百五十七番) 唯今龍野代議士ヨリ、御質問デゴザイマスガ、
是ハ別問題デアリマス、府縣會ニ於キマシテモ、此條項ノ必要ナルコトハ本
員モ認メテ居ル、又村會ニモナカルベカラズ、郡會ニモナカルベカラズト信
ジテ居ル、併ナガラ之ヲ一々出サスカラ、此案ハ非ナリト云フ御論ハナイコ
ト、信ジマス、龍野君ノ唯今ノ御說ニ據レバ、本員等ノ意見ニ御賛成ノヤウ
デア、龍野君ハサウ云フ案ヲ出サレマシタラ、本員杯ハ直チニ賛成者ト
爲ル考デア

○松田秀雄君(百七十四番) 私ハヒドク辯論ハ好ミマセヌデゴザイマス
ガ……

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○松田秀雄君(百七十四番) 質問ニ結果ナラウト思フ

○議長(片岡健吉君) ハッキリ質問デナク、反對論ナラ 反對論デ、發言ヲ許
シマス

○議長(片岡健吉君) (登壇ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 質問デアリマスカ

○松田秀雄君(百七十四番) スウ云フコトニ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 質問カ反對論カ御極メナサイ

○松田秀雄君(百七十四番) 先ツ質問ニ致シマス、第一ハ鈴木君ノ修正ニハ
賛成ヲシマス、之ニ附キマシテ田口君ノ提出案ニ疑團ヲ生ズル、此事ハ今
始テ私ハ聽イタ(望月長夫君)意見ヲ定メタラ質問ハイラヌザナイカト呼

フ)マア默ッテ聽給へ、此案ハ要スルニ東京市カラ基因シテ、他府縣ノ市町村ニ及ブ案デアリマス、因テ東京市ノ即チ市會ト云フモノニ附イテ、田口君ニドウ云フコトデ、斯ウ云フ案ガ出ルカト云フコトヲ御尋ヲ致シマス、第一田口君ハ東京市ニ斯様ナ不都合ガアルカラシテ、此案ヲ出ス必要ガアルト云フ意味デアリマスガ、私ハ其趣意ヲ詳ニ聞キタイ、ドウ云フコトガ此案ヲ提出スル東京市ト理由ガアルカ、其事柄ガ一向分ラナイ、又此關係ヲシマスル所ノ銀行ハ、或ハ萬世銀行トカ、淺草銀行トカ、或ハ其人ヲ舉ゲ加藤某ト云フヤウナコトヲ言ヒマシタガ、是ハドウ云フ關係ダ、東京市ガ取扱ヲ爲サシメテ置ク銀行ハ農工銀行、農工銀行カラ他ノ銀行ニ取扱ヲ爲サシメルト云フコトニナッテ居ル、田口君ハドウコガ惡ルイ(笑聲起ル)一向分ラナイ、農工銀行ガ惡ルイト云フノデアアルカ(臭イ者身知ラズ)ト呼フ者アリ(農工銀行ノ約束シテ置ク銀行ガ宜クナイト云フノカ、ソコガ私ハ分ラナイ)(無用々々)ト呼フ者アリ)ソコデ又無利息デアルト云フコトデアアル、田口君ハ屢々參事會員ニナラレタ、大方知ラスニ極メデモシタノカモ知レナイガ、無利息ト云フコトハナイ、必ズ税金ガ集マルト、一方ニハ支出スル、殘タ金ハ引上ゲルト云フコトニナッテ居ルカラシテ、別ニ無利息ト云フコトノアル筈ガナイ、大方公金ノ殘ッテ居ルモノヲ、各銀行ニ預ケル、ソレヲ無利息トデモ云フノデアラウガ、ソレハ皆利息ガ附イテ居ル、スルト何ガ無利息デアアルカ一向分ラナイ(田口君ガ分ラヌコトヲ言ッタノダト思ヘバ宜イ)ト呼フ者アリ)大方田口君杯ハ知ラヌノデアラウ、又滿場御疑ノアルノハ、其實實ヲ知ラヌカラデアラウト思フ、知ッテ居ルナラバドウ云フコトヲスルカ、後トデ辯明サル、ガ宜シイ

○田口卯吉君(二百五十七番) 唯今ノハ何ヲ質問セラル、ノデアリマスカ、反對デアリマスカ……ドウモ反對論ヲ言ッテ居ルヤウデアアル

○松田秀雄君(百七十四番) マダデス、マダアリマス

(ソレガ質問カ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 質問ト見テ許シテ居リマス

○松田秀雄君(百七十四番) 餘リ田口君ノ言ヘルコトガ、事實ニ違ッテ居ッテ、殆ド罵詈訕ニ屬シテ居ル、故ニ私ハ一言聞イテ置キタイ、田口君ガ參事會員ニナッテ先年罷メラレタ折ノ手續ハドウデアアルカ、是ハ田口君ガ自ラ答ヘラルコトハ出來ナカラウト思フ、彼ノ罷メ方ヲシテ、今日此議場ニ出テ、サウシテ此案ヲ提出サル、ト云フ理由ハ少々御考ニナッテ宜カラウト考ヘル、全ク感情ノタメデアアル、感情ノタメニヤルノハ……

(門馬尙經君「其ヤウナ發言ハ御止メナサイ、一向質問ヂヤナイ」ト呼フ)

○松田秀雄君(百七十四番) 田口君ガ説明ガ出來ルナラバ、明ニ言フガ宜シイ(議案ニ附イテノ質問ヂヤナイ)ト呼フ者アリ)私ハ餘リ述べルコト欲セヌ、併シ餘リ田口君ガ東京市ニ附イテマアルト言ハレル以上ハ、私ハ其趣意ニ應ジテ、田口君ノコトヲ申シタイト思ヒマス

(採決々々討論終結)ト呼フ者アリ

○望月圭介君(百九十四番) 私ハ名譽アル田口博士ニ對シテ、質問ヲ致シマス(田口卯吉君「唯今ノ私ニ對シテ質問スルノハ、田口君ハ知ルマイ知ルマイ杯ト云フコトガ、言ハル、譯ノモノデハナイ、自分ノ方ガ知ッテ

居ル」ト呼フ)

○議長(片岡健吉君) 田口君ニハ發言ヲ許シマセヌ、望月圭介君

(工藤行幹君「議長議長」ト呼フ)

○望月圭介君(百九十四番) 田口博士ハ東京ガ斯ウデアルト云フ理由ヲ述べラレテ……

(工藤行幹君「議長ガ發言ヲ許シマセヌカ」ト呼フ)

○議長(片岡健吉君) 發言ハ許シマセヌ

○望月圭介君(百九十四番) 地方ノ不利ナルコトヲモ眼中ニ置カズシテ、サウシテ滔々ト議論ヲサレマシタガ、東京ハ智識ノ中心、富ノ中心、總テノモノノ中心デアアル所ノ東京市ニ於テ、田口博士等ガ唱フル所ノ理想的ノ議員ヲナセ出シ得ナイカ、無理ニ法律ヲ改正ヲシテ、名譽アル人ガ議員ニ上ボルノマデモ、之ヲ法律ノ力ヲ以テ之ヲ抑制シナケレバナラヌト云フ所ノ理由ハ、何レニ在ルカ(ヒヤ)ト呼フ者アリ)若シ田口君等ガ、併テ島田君等ガ東京市ニ於テ躍起ト爲ッテ運動ヲシテ居ルニモ拘ラズ、其派ノ人ガ一人モ出ナイト云フノハ、選舉權ヲ持ッテ居ル所ノ東京市ノ紳士及名譽アル所ノ人々ハ、田口君等ヲ擯斥シテ居ルト云フ結果デアアルト思フ(ヒヤ)ト呼フ者アリ)之ヲ以テ田口君等ガ始終心配ヲシテ居ルト云フ所ノ、明ナ理由ガナクンバ、田口君等ノ千萬言ノ理由トスル理由ハ要スルニ負ケ腹ヲ溜ラナイカラ、斯ウ云フモノヲ出スト云フコトニ歸著シヤウト考ヘマスカラシテ、同君等ガ始終不覺ヲ取ッテ居ル理由ヲ明ニ承リタイ

(田口卯吉君「ア、云フヤウナ質問ヲ議長ハ御許シニナルノデアリマスカ」ト呼フ)

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○工藤行幹君(百二十六番) 諸君、私ハ本案ニ附イテハ、最初ヨリ發言ノ通告ヲシ居ッタノデアリマセヌト云フノハ、本案ノ如キハ最も賭易イ案デアリマスカラ、是ハ無事ニ通過スルデアラウト思ッテ居ル、處ガ此議場ノ様ヲ見ルト、殆ド豫想外デアアル、或ハ黨派的ノ問題ノ如キ觀ヲ爲シテ居ル、私ハ惜ム、此案ハ田口君ノ口カラ出タカラ、却ッテ反對論者ガ多クナカッタカ知ラヌト思フノデゴザイマス(ヒヤ)ト呼フ者アリ)實ニ先刻ノ松田君ノ質問杯ハ、何ト言ヘバ宜イカ、ソレハ實ニ抱腹絶倒ニ絶エナイト思フノデゴザイマス、抑々吾々黨派的ノ感情デモナク、極ク正シイ論ヲ以テ之ヲ解決シタイト思フノデゴザイマス、諸君、苟モ今日ノ世ノ中ニ在ッテ、立憲政體ノ世ノ中ニ在ッテ、上ハ帝國議會ヨリ下ハ町村ニ至ルマデ、議會ノ神聖ヲ保チタイト云フコトハ、吾々ガ徹頭徹尾望ム所デアリマス、然ルニ議會ノ神聖ヲ保チメントスレバ、成ルタケ其當局者ニ緣故ノナイ者ヲ以テ、公平ナル議論ヲセシメタイト云フノガ、第一ノ要素デアラウト思フノデゴザイマス、何カ此人ガ關係スル所ガアルト、人間ガ矢張感情ノ通ニ引カル、ト云フコトハ、免レナイコトデアリマス、故ニ議員タルベキ者ハ、立派ニ神聖ナル地位ヲ保タウト思ヘバ、成ルタケ其關係ノ事柄ニ附イテ、情實ヲ起スコトガナイヤウシタイト云フノガ、吾々望ム所デアアル、然ルニ此請負ノ者ヲシテ、議會ノ議員トセシメナイト云フノハ、何ノ精神デゴザイマセウ、畢竟其廳カラ、其役所カラ請負ヲシテ居ルト云フノハ、幾分カ身ニ弱點ガアルニ附イテ、情實ノタメニ

自分ノ意思ヲ枉ゲルコトガアル、現ニ誰ガ枉ゲタカ知ラヌガ、人情トシテ枉
ゲザルヲ得ナイコトガアルノデゴザリマスカラ、法律ハ此弊害ヲ矯メルタメ
ニ、請負業者ヲシテ、議員タルコトヲ得セシメナイト云フコトニシタノデゴ
ザイマス、併シ法ト云フモノハ、隨分ツレガタメニ、弊害ガゴザイマスカラ、
或ル縣ニ於テ新聞記者ガ、其縣廳ノ廣告ヲ新聞代引受ケテ居タ處ガ、矢張
之ヲ請負人ト見テ、縣會議員ノ資格ヲ削ラレタ、是ガ遂ニ行政裁判所ニ訴訟
ト爲シテ、其新聞記者ガ負ケテ、議會ヲ退イタ縣ガアリマス、是等ハ堂々タル
新聞記者トシテ、何ゾ其縣廳ノ廣告ヲ引受ケタトテ、之ガ情實ガアッタト云
フコトハナイケレドモ、行政裁判所デ判決ニマデナツテ、其處ニナツタ以上
ハ、或ハ之ガタメニ、法ノ極點ニ至ツテハ、幾分カ弊ガナキヲ保タレヌノデ
アリマスケレドモ、概シテ請負業者ヲシテ、此議員タルコトヲ得セシメナイ
ト云フコトハ、諸君等ノ皆御同感ナコトデアアル、然ラバ此公金取扱者ヲシテ、
矢張此議員タルシムルコトヲ得セシメナイト云フ、法律ヲ立テルト云フコト
ハ、多少此官廳ノ公金ヲ取扱ツテ居ルト云フ、是非情實ノ關係ガアルト云
フコトハ、同シコトデアラウト思フ、先刻ノ御論ノヤウニ、何某ハドウシタ、
是ガ斯ウシタトカ云フコトハ、私共ハ一向感服シナイ論デアアル、サウ云フ人
ハ果シテアルカナイカ、ソレ等ノコトモ吾々ハ能ク存ジナイケレドモ、唯大
體ニ至ツテハ、此東京府ノ收賄事件ノタメニ、大變不名譽ヲ來シタト云フコ
トハ、相違ナイコトデアラツテ、松田君杯ハ能ク之ニ對シテ御辯明セラレルト
云フコトハ、餘程大勇氣デアラウト思フ、マアサウ云フコトハアラウケレド
モ、併シ現今ノ東京市バカリデナイ、何處デアラウトモ、私ハ斯ウ云フモノ
ヲナクシタ方ガ、腐敗ト云フ名ノ附イタ、而シテ又議員ト云フ名ノ附イタ者
ノ、神聖ヲ持タシムルノ良法デアラウト思フノデゴザイマス、然ルニ反對論
者ノ中ニ、或ハ斯ウ云フ者ガ名望アルモノデアアル、故ニ之ヲ議員ニセシメ
ナイノハ、却テ議會ヲ重シナイノデハナイカト云フ御論ガアリマス、是ハ一
應御尤ナコトデアリマスケレドモ、凡ソ此方デアラウカ、或ハ町デアラウ
カ、此公金ヲ取扱ツテ居ル者ト云フモノハ、東京ノ如キハ何人アルカ知リマ
セヌケレドモ、一人カ二人デゴザイマシテ、其内重役ニナツテ居テ、此處
ノ議員ト爲ルト云フモノハ、法律ノ結果已ムヲ得ズ一人位ノ人ガ議員ニナル
コトガ出來ナイデモ、何ゾ其町村ノ名譽ニ關係スルコトガゴザイマセウ、勢
力ニ關係スルコトガゴザイマセウ、一方ニ他ノ弊ガアルニ附イテ、其弊ヲ矯
メルタメニ斯様ナ法律ヲ立テ、萬一已ムヲ得ヌトキニハ、一町村一人位ノ者
ガ議員ニナルコトガ出來ナイト云フ所ガ、何モ別ニ害ハナイ、何レノ町村
デモ、必ズ其人デナケレバ、議員ニナルコトガ出來ナイト云フ譯ノモノデナ
イ、又議員ト云フモノハ、サウ僅ナ數デモナイノデゴザイマス、何處デモ十
人以上、市ノ如キハ三十人ニモ、四十人ニモナツテ居ル、其内デ一人二人ノ人
ガ今此處此公金ヲ取扱ツテ居ツテ、ソレガ拔ケテ見タ所ガ、其市ノ議會
ノ勢力ヲ損スルトカ、或ハ市ノ名譽ヲナクスルト云フヤウナ、著シイ茲ニ弊
害ノコトハ、滿場ノ諸君ハ、此立憲政體ノ下ニ於テ、議會ヲ重シ議員ヲ重ス
ルコトハ、精神ハ、ドチラニ於テ決シテ反對ガアルマイダラウト思フ、之ニ
近ヅク所ノ良イ法ガアルナラバ、願ハクハ黨派心トカ、或ハ東京市ノ一部分
位ノ利益ヲ見ズシテ、ドウカ斯ウ云フモノハヤリタイ、然ルニ隨分近來ハ何

レト云フコトハナイガ、諸君モ御承知デゴザイマセウ、何處ノ議會ニハ斯ウ
云フ惡弊ガアッタ、何處ノ市會ニハ斯ウ云フコトガアッタ、何處ノ縣會ニハ斯
ウ云フ弊ガアッタト云フコトハ、新聞紙上ニモ澤山アッタ、諸君モ御同感デゴ
ザイマセウ、然ラバ此立憲政體成立後、近來此議員ナル者ガ多少聲價ヲ墜シテ
居ルニ相違ナイ、此聲價ヲ墜スト云フコトハ、立憲政體ノ基礎ヲ危クスルモ
ノデゴザイマス、ドウシテモ此議會議員ノ聲價品位ヲ、高ウシテイカヌナラヌ
ト云フコトハ、諸君等モ御同感デゴザイマセウカラ、此一ツノ階梯トシテ、滿
場一致ヲ以テ御贊成アラントコトヲ、私ハ偏ニ希望スル者デゴザイマス
(此時發言ヲ求ムル者多シ)

○星松三郎君(四十番) 政府委員ニ質問ガアリマス、此案ヲ決スルニ當ツテ
ハ、政府委員ノ意見ヲ聽キタイ、此案ハ意見ヲ述ベヤウト思ヘバ、私ハ贊成
ノ意見ノ方デアアルガ、政府ハ全然此案ニ贊成デアアルカ、或ハ贊成セヌ案デア
ルカ否ヤト云フコトハ、此議場ニ對シテハ最モ必要デアアル(必要ナシ)ト呼
フ者アリ)之ヲ聽クノハ、諸君等ノ耳ニハ必要ハナイガ、私等ニハ必要デア
ル、政府委員ニ對シテ質問致シマス
(討論終結)ト呼フ者アリ

○政府委員(大森鍾一君) 唯今ノ御質問ノ此案ト云フノハ、委員會ノ報告案
デスカ、修正案デスカ
(政府委員內務總務長官大森鍾一君演壇ニ登ル)

○星松三郎君(四十番) 即チ今ノ委員會ノ報道ニ對シテ、ドウ云フ意見ヲ有
テ居ルカ
○政府委員(大森鍾一君) 委員會ノ決議ニナツテ居ル案ハ、政府ニ於テハ異議
ハナイト云フコトヲ、答ヘ置キマス

(討論終結)ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 討論終結ハ二十名以上ノ贊成ガナケレバ成立タナイ、
定規ノ贊成ガアリマスカ
(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 討論終結ト認メマス、ソレデ採決ノ順序ハ斯ウ云フヤ
ウニ致シマス、鈴木總兵衛君ノ修正說ニ定規ノ贊成ガアリマスカラ、是カラ
採決致シマス、是ガ成立タヌナラバ委員會修正說ノ採決ヲ致シマス、斯ウ云
フ順序ニ致シマス、サウシテ此採決ハ記名投票ニ致シマス、尙ホ御注意ノタ
メニ諸君ニ宣告ヲシテ置キマスルガ、諸君ノ議席ニ白ト青ト札ガ兩様アリ
マス、鈴木總兵衛君ノ修正說ヲ贊成スル諸君ハ白イ札デアリマス、之ニ反對
ノ諸君ハ青イ札デアリマス

○多田作兵衛君(二十番) 名札ヲ附ケマスネ
○議長(片岡健吉君) 名札ハイリマセヌ、札ニ番號ガアリマスカラ、名刺ハ
要リマセヌ、尙ホ念ノタメニ今一應宣告シテ置キマスガ、鈴木總兵衛君ノ修
正說ヲ贊成スル諸君ハ白イ札デアリマス鈴木總兵衛君ノ修正說ニ反對ノ諸君
ハ青イ札デアリマス——閉鎖——ソレデハモウ一ツ宣告ヲ致シマスルガ、青
イノガ黒クナツテ居ルサウデス、反對ノ者ハ黒イ札デアリマス——是ヨリ點
呼ヲ始メマス

(書記氏名ヲ點呼ス)
○議長(片岡健吉君) 投票漏ノ方ハアリマセヌカ——投票漏ノ方ハナイト認

イマス——開鎖——是ヨリ開匣ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 投票ノ結果ヲ御報告致シマス

(林田書記官長朗讀)

出席總員二百十九

可トスル者 百四十二

否トスル者 七十七

(參照)

本案賛成者氏名

伊東 四郎君 粕谷 義三君 中村 榮助君 渡邊 猶人君
野田 卯太郎君 持田 若佐君 元田 肇君 和布 施七君
高須 賀樓君 高橋 九郎君 大瀧 傳十郎君 和田 彦次郎君
多田 作兵衛君 安藤 龜太郎君 村野 常右衛門君 田村 順之助君
佐藤 宗彌君 犬飼 眞平君 松本 正友君 栗原 亮一君
宮崎 榮治君 北田 豐三郎君 大塚 常次郎君 和泉 邦彦君
河口 善之助君 脇坂 行三君 中田 彌平君 石黑 涵一郎君
尾崎 行雄君 野間 豐五郎君 下飯坂 權三郎君 山口 定省君
西ヶ谷 可吉君 奧 繁三郎君 古谷 新治君 重岡 薰五郎君
永江 純一君 金田 平五郎君 武石 敬治君 浦野 錠平君
佐久間 元三郎君 稻垣 示君 齋藤 壽雄君 横山 通英君
上條 謹一郎君 岩瀬 武司君 串本 康三君 佐藤 伊助君
市岡 政香君 山口 熊野君 野尻 岩次郎君 金井 貢君
鹽谷 五十足君 後藤 文一郎君 石塚 重平君 神井 才一君
並河 理二郎君 松岡 長康君 津野 昌藏君 林 彦一君
大岡 育造君 門脇 重雄君 佐藤 昌常君 井上 信八君
山内 吉郎兵衛君 松田 正久君 龍野 周一郎君 新開 貢君
土居 平左衛門君 征矢 野半彌君 森東 一郎君 五十 野三君
今村 千代太君 戸狩 權之助君 高津 雅雄君 有馬 要介君
内藤 正義君 大三輪 長兵衛君 鈴木 忠兵衛君 中津 誠一郎君
佐藤 清君 片岡 久一郎君 大須賀 庸之助君 松田 秀雄君
雨森 菊太郎君 武市 彰一君 有村 金連君 宮井 茂九郎君
橋本 久太郎君 杉々木 政父君 望月 圭介君 鈴木 摠兵衛君
石谷 董九郎君 佐々木 定一君 關信 之介君 熊代 廣太郎君
平田 力之助君 秋岡 義一君 西原 清東君 中持 田信平君
富永 隼太君 小田 貫一君 西川 宇吉郎君 熊代 廣太郎君
赤土 亮君 小田 貫一君 西川 宇吉郎君 熊代 廣太郎君
長谷 純孝君 新井 章吾君 田健 治郎君 熊代 廣太郎君
大久保 鐵作君 新井 啓一郎君 山本 幸彦君 熊代 廣太郎君
青柳 四郎君 西村 淳藏君 草刈 武八郎君 長瀬 清一郎君
千田 軍之助君 井手 毛三君 飯島 正治君 林 元俊君
板東 勘五郎君 鈴木 儀左衛門君 飯島 正治君 林 元俊君

齋藤 卯八君 永井 嘉六郎君 菅原 傳君 西谷 金藏君
堀尾 茂助君 根木 正君 小林 乾一郎君 齋藤 安雄君
本案反對者氏名
山田 順一君 秋山 源兵衛君 淺香 克孝君 井上 源衛君
門馬 尚經君 菅野 善右衛門君 鈴木 萬次郎君 島田 三郎君
星松 三郎君 安部 井磐根君 木村 哲太郎君 首藤 陸三君
白井 哲夫君 鹽田 忠左衛門君 初見 八郎君 三輪 潤太郎君
福島 一造君 大石 正己君 安川 繁成君 堀越 寛介君
加藤 政之助君 岡本 松太郎君 鈴木 文三郎君 橋本 行幹君
金森 吉次郎君 石原 半右衛門君 藤澤 幾之輔君 江島 久米雄君
小崎 義明君 内田 雄藏君 奈須 川光實君 工藤 龍三君
大隈 英啓君 廣住 武營君 鹿島 秀賢君 深尾 龍三君
柴養 四郎君 中野 久松君 河野 廣人君 小松 喜平治君
犬養 重遠君 松島 康作君 箕浦 勝人君 大矢 四郎兵衛君
鈴木 重遠君 神輿 知常君 内山 松世君 加藤 六藏君
武富 時敏君 佐々木 正藏君 江藤 新作君 前川 慎造君
岡田 龍松君 清水 靜十郎君 寺田 彦太郎君 野間 浩太郎君
望月 長夫君 秋山 元藏君 田口 直彦君 田邊 爲三郎君
高木 正年君 佐久間 國三郎君 關 直彦君 磯部 八五郎君
金岡 又左衛門君 大村 和吉郎君 中島 祐八君 平岡 萬次郎君
山田 喜之助君 藤野 辰次郎君 佐治 幸平君 平岡 萬次郎君
吉田 源八君 井上 彦左衛門君 鈴木 摠兵衛君 修正動議ニ決シマシタ、直ニ第三讀會
ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ

●議長(片岡健吉君) 鈴木摠兵衛君ノ修正動議ニ決シマシタ、直ニ第三讀會
ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直ニ第三讀會ヲ開キマス——第二讀
會ニ決シタル通ニ、御異議アリマセヌカ

市町村會議員及市參事會員ニ關スル法律案 第三讀會
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シマス、議事日程第十七登錄
稅法中改正法律案第二讀會、全部ヲ議題ニ供シマス——鹽田忠左衛門君

第十七 登錄稅法中改正法律案(鹽田忠左衛門君提 第二讀會
出)

(鹽田忠左衛門君演壇ニ登ル)

(「簡單々々」ト呼フ者アリ)

○鹽田忠左衛門君(七十一番) 簡短ニヤリマス、皆サン此登錄稅法中改正法
律案ノ此案ハ、御手許ニゴザイマス通ニ、十錢ヲ五錢ト致スト申ス案デゴザイ
マス、此間理由ヲ述ベマシテゴザイマスルガ、ソレニ附キマシテ、政府ハ反對
ヲ致シマスルコトヲ申シマシタガ、其反對ノ理由ト申シマスルノハ、政府ハ八
萬圓バカリ足ラナイ、歳入ガ減ルカラト申シテゴザイマスガ、之ヲ能ク調ベ

テ見ルト、登記料ハ年々五方圓宛増シテ參リマス、其登記料ガ二十三年二十二
年ニハ——二十二年ノ登記料ガ十八萬九千八百八十四圓四十二錢五厘、二十三
年ニハ是ガ百二十三萬九千九百七十七圓七十七錢五厘、サウ致シマス
ルト、是デ五方圓、三十二年ヨリ三十二年ニ増シマス、ソレニ又船ノ方ニ
於キマシテ、五方圓程増シマス、又ソレハ五方圓以上増シテ居ルマシテ、三十二年ガワ
デ三十四年ニナリマス、又ソレハ五方圓以上増シテ居ルマシテ、三十二年ガワ
是ハドウシテ増スカト云ヒマス、此金融ガ頻繁ニナリマス、從ツテ登
記料ハ次第ニ多ク増シマス、因テ此五錢ト致シマス、八方圓、
是ハ政府ノ云ヒマス、通減シマス、一方ヨリ上リマス、金ガゴザイ
マスルカラ、今日ノ場合デ差引キマス、此三十四年ニ於キマシテ、二方
圓バカリ政府ノ收入ガ多クナルヤウナ割合ニナルデアリマス、マダ段々申
決ヲドウゾ願ヒマス、其通り十分二分ッテ居リマス、故ニ、是ハ即
「贊成々々」ト呼フ者アリ」

○政府委員(目賀田種太郎君) 矢張此案ニ附イテハ反對致シマス

○議長(片岡健吉君) 原案ニ附イテ採決致シマス、御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ委員會報告通決シマス
(「直ニ三議會」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十八利根川修築ニ關スル建議案、議案ノ
朗讀ヲ省略致シマス、鈴木儀左衛門君

第十八 利根川修築ニ關スル建議案(鈴木儀左衛門君提出)
第一期利根川修築工事ハ千葉縣佐原ヨリ下流銚子間ニ涉ルト、雖其ノ工事ノ
主タル箇所ハ千葉縣津ノ宮大倉次城縣野附近ニ於テ河幅ヲ擴ケ泥沙ヲ浚
而シテ該河口カ從來鹿島灘ヨリ風浪ノ爲メ壓迫シ來レルニ於ケル積テ河口
ニ斜横セル堤防ト爲リ河水ハ之カ爲ニ淹滞スルモナラサキ潮時ニ離
逆流セルコトアリ、是ヲ以テ利根治水ノ完成ヲ期セムニハ幕府カ嘗テ企シ
未タ成ラサル所ノ銚子町ヨリ南方名洗浦ニ達スル距離二十餘丁ノ土地ヲ掘
鑿シ此ノ淹流ヲ疏スルニ在リ否ラサレハ其ノ上流ニ於テ如何ナル工事ヲ施
スモ其ノ功績ヲ見ルハサレハ其ノ上流ニ於テ如何ナル工事ヲ施
加ヘ以テ利根治水ノ完成ヲ圖ラレムコトヲ望ム
右建議ス

(鈴木儀左衛門君演壇ニ登ル)

○鈴木儀左衛門君(二百八十六番) 利根川修築ニ關スル建議案ハ、昨年モ當
議場ニ本員ガ提出致シマシテ、ツイ會期ノ切迫致シマシタメニ、委員會ニ
於テ結了スルコトガ出來マセヌデ、ツイ其決議ヲ見ルコトガ出來マセヌデ
ザイマシタガ、此利根川ハ大分其關係ノ廣イ川デゴザイマシテ、御承知ノ如
ク日本ノ三大川ノ一ニ加テ居ル川デゴザイマシテ、其關係スル所ノ府縣ハ、
一府五縣ニ及ンデ居ルノデス、デ近來ニ至リマシテ、此利根川ノ荒レテ居
マシタコト、云フモノハ、著シイノデゴザイマス、政府モ大ニ修治
ニ心ヲ寄セマシテ、御承知ノ如ク三十四年度ヨリ向フ五箇年ノ繼續費ヲ致シ
マシテ、修繕費ガ即チ殆ド六百萬圓未滿程、支出スルコトニナッテ居リマス
ガ、是ハ即チ利根川ノ經營費ヲ致シマシテ、詰リ政府ノ計畫ハ二十一年、二
十一年經テマシテ、殆ド一千有餘萬圓——イヤ二千有餘萬圓ノ金ヲ支出スル

ト云フヤウナ、大計畫ニナッテ居リマス、デ此唯今ノ政府ガ修繕ニ著手
シテ居リマス所ト云フモノハ、千葉縣ノ佐原ヨリ下流銚子町ニ達スルノ間、
殆ド十里バカリノ間デ修繕ニ取掛ツテ居リマス、併シ此修繕ハ下流
リ工事ヲ施スコトデゴザイマス、我輩ハ是ニ強ク——イヤ反對ハ致シマ
セヌ、デゴザイマス、政府ノ爲メ所ガ、何分少シ其靴ヲ隔テ、拜キヲ搔
クト云フヤウナ憾ガアルノデゴザイマス、ソレハ何アル申シマス、銚
子川口ノ修繕ニ餘リ力ヲ寄セヌ、デゴザイマス、近來其銚子川口ノ狹マッテ參
リマシタコト、云フモノハ、鹿島灘ヨリ數十里ノ其砂海岸ニナリマシテ居
マス所ノ、其海岸ヨリ吹寄セ來ル所ノ砂土ト申シマス、ナカ
容易ナモノデゴザイマセヌ、デ利根川ノ其川口ノ日々ニ壓迫シ來ツテ、斜ナル
一大堤防ヲ爲シテ、是ガ其利根川ノ流域ヲ大ニ妨ヲ爲シテ居ルノデゴザイ
マス、ソレデ僅ニ其添ガ付イテ居リマス、所ト云フモノハ、深サ七尋以上ヲ
保ツテ居ル所ハ、僅ニ二十間餘リ外ナイン、是ハ其根柢ガゴザイマシテ、
其根柢ニ激スルガタメニ、密ヲ保ツテ居ルト云フヤウナ次第ニ過ギナイノデ
ス、デ之ヲ私ハ此幸ニ利根ノ下流ニ於テ、銚子町カラ名洗浦方ノ南方ニ
其掘割ルコトヲ建議致シタイ、若シ之ヲ政府ガ此建議ヲ容レマセヌ、政府ガ
僅バカリノ經費デ其水ガ沮滯スルト云フヤウナ憂モゴザイマセヌ、政府ガ
爲シマス所ノ工事ノ完全ハ、此開鑿ヲ爲スニアラザレバ、決シテ第一期ノ工
事ヲ完全ニ奏スルコトハ、出來マセヌ、ソレ故ニ此僅バカリノ費用
デゴザイマシテ、本員等ガ取調ベマシタ費用ハ、僅ニ二十七萬四千二百五圓
六十錢バカリヲ掛ケマス、利根川ノ水ノ沮滯ト云フモノガナクシテ、大イ
ニ其完全ヲ奏スルヤウナコトニ、ナリマス、デゴザイマス、六百萬圓ノ中
カラ二十七萬圓分割シテ、其費用ニ充テ、モ、些細ノモノデゴザイマス、若
シソレデ第一期ノ工事ガ二十七萬圓割ケテ不完全ニナル恐ガアルナレバ、更
ニ二十七萬圓支出致サレマシテモ、六百萬圓ニ對スル程ノ工事ヲ爲サネバ、
第一期ノ工事デ完全ニ奏スルコトガ出來ヌト云フ政府ノ計畫ニ、僅ニ二十
七萬圓バカリ加ヘテ見タ所ガ、些細ノモノデゴザイマス、若シ此二十七萬圓
ヲ惜ムト云フコトニナリマス、ドウシテモ此第一期ノ治水ノ完備ヲ奏ス
ルコトガ、出來マセヌ、デゴザイマス、諸君願ハクハ是ニ御賛成下サラン
コトヲ希望致シマス

○恒松隆慶君(二百二十四番) ドウカ委員付託ニナランコトヲ……

○議長(片岡健吉君) 委員會付託ノ説ガ出マシタガ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ
指名シテ、御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第十九
○恒松隆慶君(二百二十四番) 十九デゴザイマスガ、十九、二十、二十一ハ、
各建議案デ極々單純ナ案デ、委員會ノ報告デ能ク分ッテ居リマス、時間モ
迫ッテ居リマス、是ハドウカ説明ナシニ、議決ニナッテ宜カラウト思ヒマ
ス、一括シテ議題ニナランコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 三ツトモ委員長報告デアリマス、一括シテ議題ト
スルコトニ、御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、一括シテ議題トスルコトニ致シマス

第十九 請願法制定ノ建議案(平岡萬次郎君外 (委員長報告))

請願法制定ノ建議案(平岡萬次郎君外 (委員長報告))
四名提出)

(委員長報告)

(委員長報告)

〔贊成々々〕ノ聲起ル

「異議ナシ異議ナシ」

三案二百二十四番

〔贊成々々〕ノ聲起ル

（二）異議ナシ異議ナシ

卷之三

隆慶君(二百二十四番)

「異議ナシ異議ナシ」

「異議ナシ」ト呼フ者ヲ

〔書記朗讀〕

民救助勞働者及借地人

提出者 根本正

提出者
王愜
松
隆慶

治二十九年法律第六十

100

新三君

明治三十三年法律第七十二

磯部八五郎君

西原清東君

議院法中改正法律案

河口 善之助君

關之介君

丁巳制中女正去律案

日中喜太良君
天四郎兵衛君

田村履之助君

金才僂左衛門君

衣見乃良君

依^テハ、本會ヲ開クコトガ

衆義完義事束已錄第十

頁段行誤正

六二下三運輸
運輸

一六二下	三七	死傷是	死傷
------	----	-----	----

[illegible]

(二四)